

ちがさき男女共同参画推進プラン

後期事業計画

平成 2 5 年度～平成 2 7 年度
(2 0 1 3 年度～ 2 0 1 5 年度)

平成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 7 月
茅ヶ崎市

目次

I 後期事業計画の基本方針	1
1 事業計画の目的	1
2 事業計画の位置づけ	1
3 プランの目標体系図	2
4 事業計画の計画期間	3
5 事業計画策定の基本姿勢	3
6 事業計画の対象とする事業	3
7 事業計画の進行管理	4
II 後期事業計画の策定に向けて	5
1 プランの基本理念	5
2 プランの評価指標一覧	6
3 各指標の進捗状況	9
4 今後の取り組みの方向性	11
III 基本目標・目標別計画一覧	16
基本目標 1 男女平等の意識づくり	16
目標 1 男女平等について学ぶ機会を増やす	18
目標 2 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識をなくす	20
目標 3 平和の尊さを啓発する事業と国際連携及び協力を推進する	22
基本目標 2 仕事と生活の両立ができる環境づくり	24
目標 4 働きやすい環境をつくる	26
目標 5 子育て、介護がしやすい環境をつくる	30
目標 6 男性の家庭生活や地域生活への参画をすすめる	36
基本目標 3 人権が尊重される社会づくり	38
目標 7 あらゆる暴力をなくす	40
目標 8 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあを拠点とした相談事業 に取り組む	44
目標 9 女性が自分のからだのことを自分で決める権利を女性の人権として 確立する	46
目標 10 生涯にわたる健康を支援する	48
目標 11 人権尊重のために、メディアからの情報を主体的に読み解く力 （メディア・リテラシー）を育成する	52
目標 12 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する	54
基本目標 4 男女が共に参画するまちづくり	60
目標 13 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす	62
目標 14 市民が主体的に男女共同参画を推進する	64
参考資料	73

I 後期事業計画の基本方針

1 事業計画の目的

平成23年度、茅ヶ崎市総合計画のスタートに合わせ、ちがさき男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するとともに、当初の3年間で進めるべき具体的な事業の内容を示した、ちがさき男女共同参画推進プラン前期事業計画（以下「前期事業計画」という。）を策定し、進捗状況を把握するとともに、事業評価を行いながら、効率的かつ効果的な事業の実施に努めてきました。

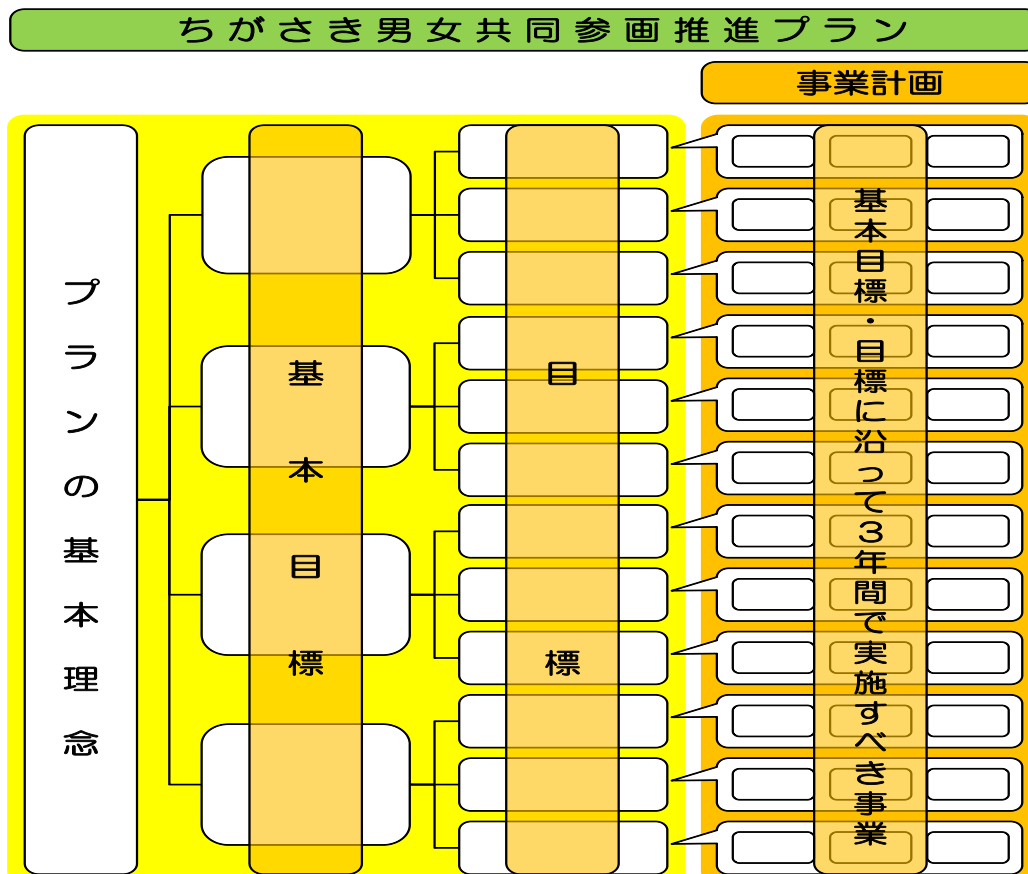
そしてこの度、茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画（以下「第2次実施計画」という。）の策定に合わせ、第2次実施計画に位置付けられた事務事業の中から、男女共同参画社会の形成に向けた施策として展開するものを位置付けた、ちがさき男女共同参画推進プラン後期事業計画（以下「本事業計画」という。）の策定に取り組むこととしました。

本事業計画は、男女共同参画社会の形成に向け、プランで定めた基本理念、基本目標及び各基本目標に位置付けた目標を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 事業計画の位置づけ

プランは、基本理念のもと4つの基本目標と各基本目標に位置付けた14の目標から構成されており、本事業計画は、この14の目標に関し、今後3年間で取り組むべき具体的な事業内容を示すものです。

プランの体系

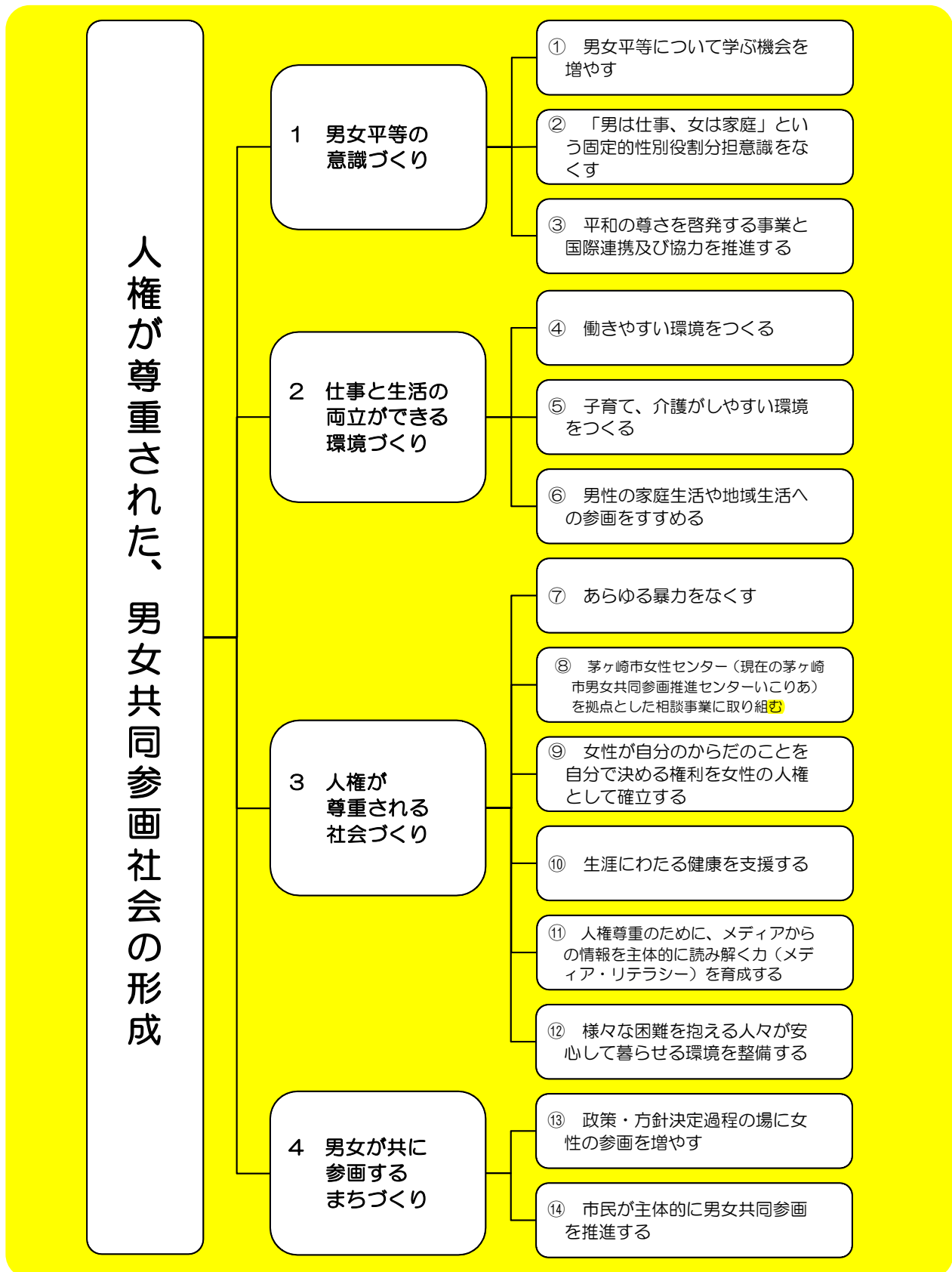


3 プランの目標体系図

プランの基本理念

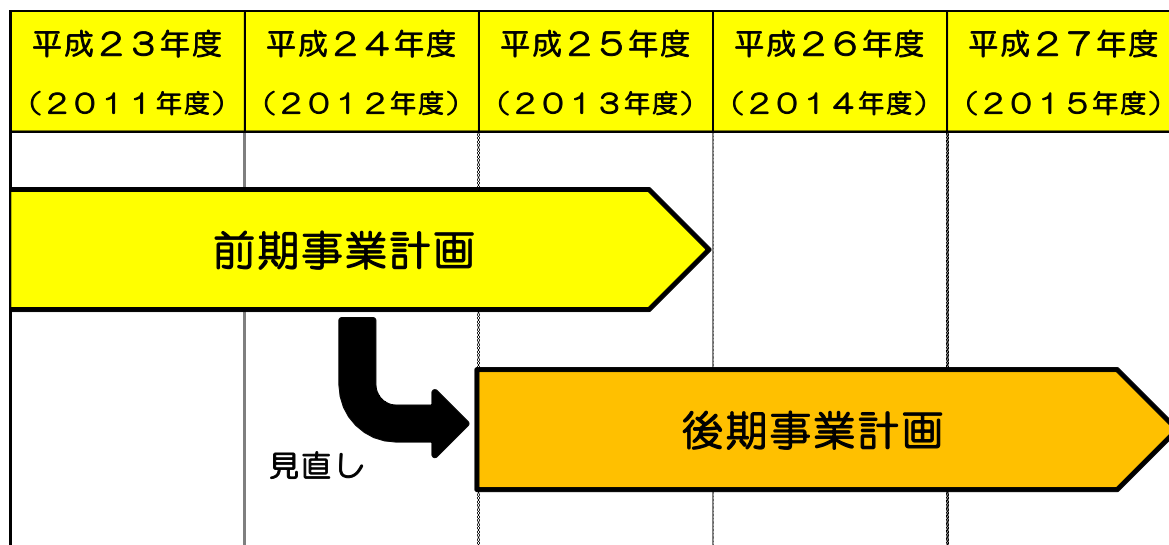
プランの基本目標

プランの目標



4 事業計画の計画期間

本事業計画は、平成25年度から平成27年度までの3年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。



5 事業計画策定の基本姿勢

本事業計画では、男女共同参画社会基本法に掲げる「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の形成に向け、次の点に配慮して事業を選択することとします。

- ・事業の企画、運営、実施の各段階で男女が共に参画する機会を確保することへの配慮。
- ・男女の固定的性別役割分担にとらわれない内容で実施することへの配慮。
- ・男女が共に利用・参加しやすい事業となることへの配慮。
- ・女性の就労支援についての配慮。
- ・男女の人権に対する配慮。等

6 事業計画の対象とする事業

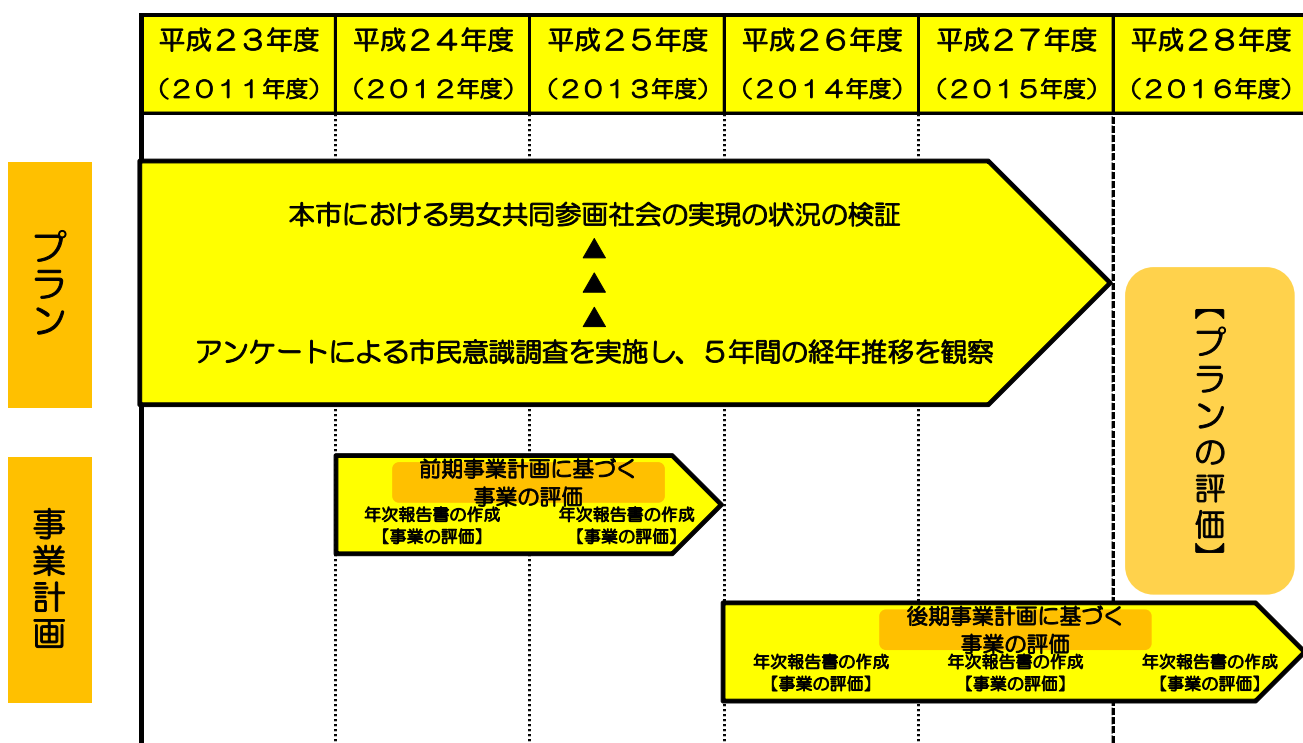
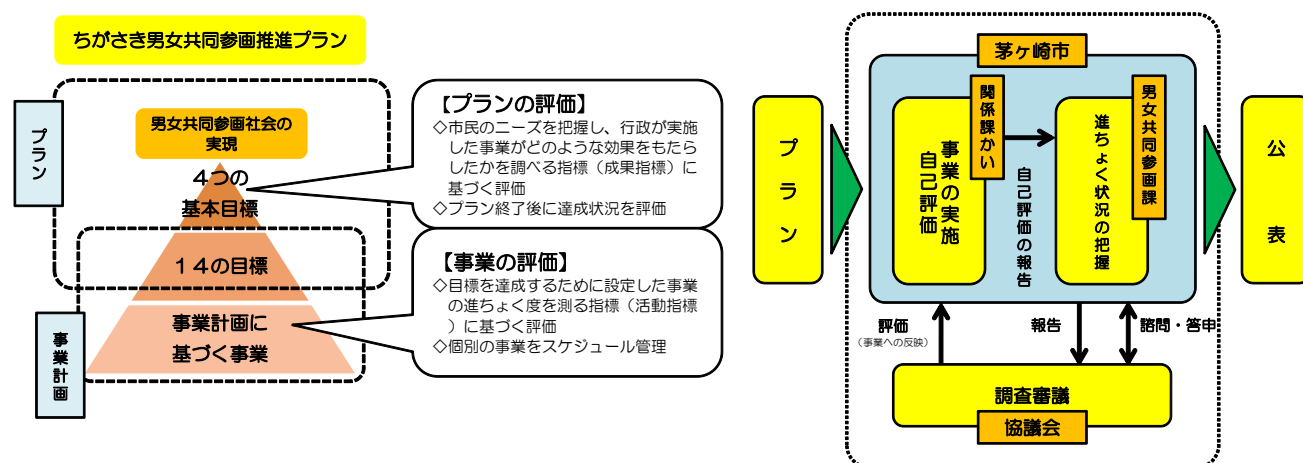
本事業計画では、総合計画に基づいて本市が行うすべての事務事業を対象とした中で、とりわけ、男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進に関連する事務事業を位置付け、進行管理を行います。

7 事業計画の進行管理

本事業計画に位置付けた事業の着実な推進を図るため、指標による評価や課題分析、事業のスケジュール管理を体系的に行い、効果的な事業計画の進行管理に努めます。

本事業計画では、14の目標ごとに指標に基づき事業の評価を行うこととします。

進行管理にあたっては、茅ヶ崎市男女共同参画推進会議において随時状況を把握しつつ、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会における意見も踏まえ、各事業の着実な推進に努めます。



Ⅱ 後期事業計画の策定に向けて

1 プランの基本理念

～人権が尊重された、男女共同参画社会の形成～

平成23年度から平成32年度までを計画期間とする茅ヶ崎市の総合計画では、目指すべき将来の都市像を「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」とし、5つのまちづくりの基本理念のもと、計画期間の10年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎の実現に向けた取り組みを進めます。

「ちがさき男女共同参画推進プラン」は、茅ヶ崎市総合計画に基づき、そのまちづくりの基本理念のひとつ「学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり」に向け、「多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち」を目指し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

更に、総合計画の施策目標のひとつである「互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる」ことを目指します。

それは、すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を対等に発揮することができ、配偶者などへの暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめといった人権侵害のない社会をつくることです。また、国籍、年齢、障害等に関わりなく、あらゆる人が心豊かに自分らしく生活できる多様性を保障された社会、男女共同参画が実現した共生社会をつくることです。

このような社会の実現のため、「ちがさき男女共同参画推進プラン」では、男女が性別に関わりなく人権が尊重された、男女共同参画社会の形成に向け施策を展開していきます。

「ちがさき男女共同参画推進プラン（P 18）より抜粋」

2 プランの評価指標一覧

プランでは、男女共同参画社会基本法の理念に則り、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施し、その進行管理を行う中で、施策の現状がどうなっているかを検証するため、プラン策定時に評価指標を設定しました。

この評価指標は、本市が実施したそれぞれの施策がどのような効果（成果）をもたらしたかを調べる尺度（ものさし）とするもので、それぞれに目標値を定め示したものです。

この評価指標は、計画期間である平成23年度から27年度までの5年間、経年推移の観察が可能なアンケート手法による意識調査にて把握が可能なものを主として設定しました。

1. 男女共同参画の進捗状況に関する指標

調査方法	指標名	説明	実績値	目標値 (平成27年度)	担当課
アンケート	男女共同参画社会基本法を知っている人の割合	男女共同参画についての市民の意識の浸透度を測る目安として、男女共同参画社会基本法を知っている人の割合を指標として設定。※参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月）「男女共同参画社会」という用語を聞いたことのある人の割合64.6%	33.7% (平成17年9月)	60.0%	男女共同参画課
アンケート	ちがさき男女共同参画推進プランを知っている人の割合	男女共同参画についての市民の意識の浸透度を測る目安として、ちがさき男女共同参画推進プランを知っている人の割合を指標として設定。	12.2% (平成17年9月) (前プランを知っている人の割合)	50.0%	男女共同参画課
アンケート	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（旧女性センター）を拠点とした男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（旧女性センター）を拠点とした講座等男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合を指標として設定。	なし	60.0%	男女共同参画課

2. 基本目標に対する指標

基本目標	調査方法	指標名	説明	実績値	目標値 (平成27年度)	担当課
男女平等の意識づくり	アンケート	男女の地位における平等感 (社会通念・習慣・しきたりにおける平等と思う人の割合)	男女共同参画の実現に向け、男女平等の意識の浸透の目安として、社会通念・習慣・しきたりにおいて男女の地位が平等であると思う人の割合を指標として設定。※参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)同左20.6%	12.3% (平成21年10月)	20.0%	男女共同参画課
	アンケート	固定的性別役割分担意識について反対と思う人の割合	多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の意識の浸透の目安として、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について反対と思う人の割合を指標として設定。※参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)同左55.1%	35.1% (平成21年10月)	55.0%	男女共同参画課
仕事と生活の両立ができる環境づくり	アンケート	女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合	多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の意識の浸透の目安として、子どもができて、ずっと職業を続ける方がよいと考える人の割合を指標として設定。※参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月)同左45.9%	37.4% (平成21年10月)	50.0%	男女共同参画課
	実績	ワーク・ライフ・バランスの推進 ※茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画(後期計画平成22年度～平成26年度)と連携	人生の各段階に応じて、多様な生き方、働き方が選択できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた啓発講座等実施事業数を指標として設定。	3事業 (平成21年度)	4事業	男女共同参画課
	実績	待機児童解消のための保育園の整備拡充(通常保育事業) ※茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画(後期計画平成22年度～平成26年度)と連携	待機児童解消のため、また保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育園の入園児童数を指標として設定。 ※茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画において、目標値を当初値の2,500人から上方修正し、2,800人に設定。	2,101人 (平成21年6月)	2,800人	保育課

基本目標	調査方法	指標名	説明	実績値	目標値 (平成27年度)	担当課
人権が尊重される社会づくり	実績	家庭児童相談事業※茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画（後期計画平成22年度～平成26年度）より抜粋	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉向上のため、児童相談所、保健福祉事務所、学校、警察署及び関係機関との連携を緊密にしながら実施している家庭児童相談室における相談解決率を指標として設定。	50.0% (平成21年9月)	60.0% (平成26年度)	こども育成相談課
	アンケート	女性のための相談室を知っている人の割合	問題解決の一助として、困ったときに安心して相談できる女性のための相談室の存在を知っている人の割合を指標として設定。	13.5% (平成17年9月)	40.0%	男女共同参画課
	アンケート	女性がリプロダクティブ・ヘルス/ライツを有するという考え方に賛成する人の割合	女性が、妊娠・出産等、自分のからだのことを自分で決める権利である性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を有するということの意識の浸透を図る目安として、その考え方に賛成する人の割合を指標として設定。	65.4% (平成21年10月)	75.0%	男女共同参画課
	アンケート	メディア・リテラシーを知っている人の割合	「女性や子どもの人権を侵害するような表現に問題意識を持って情報を取捨選択し、読み解き、活用することが大切である」という考え方の浸透を図るため、メディア・リテラシーを知っている人の割合を指標として設定。	なし	増加	男女共同参画課
男女が共に参画するまちづくり	実績	市の審議会等における女性委員の割合	性別に偏らない政策、意思決定の場の実現のため、市の審議会等における女性委員の割合を指標として設定。	25.7% (平成22年3月)	40.0% ※達成した時点で新たな目標値を設定する。	男女共同参画課
	実績	託児サポーター事業の活用	子育て中の方が、啓発講座や審議会等への参加が可能な体制を整えることを目的とし託児サポーターを活用した事業数を指標として設定。	6事業 (平成22年6月現在)	30事業	男女共同参画課

3 各指標の進捗状況

男女共同参画の形成に向けた施策の現状を検証するための評価指標に基づく指標ごとの進捗状況は、次表のとおりです。

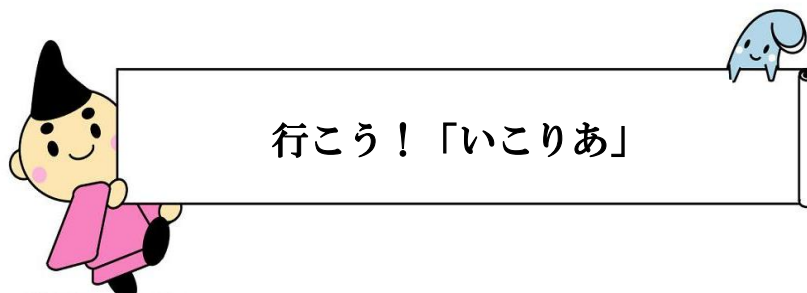
(※本市で実施した男女共同参画社会に関するアンケート調査（はがきによるアンケート）の結果等を掲載しています。)

1. 男女共同参画の進捗状況

プランの指標名／プラン策定時の実績	平成23年度の実績	平成24年度の実績
男女共同参画社会基本法を知っている人の割合／33.7% (平成17年9月)	31.5%	35.1%
ちがさき男女共同参画推進プランを知っている人の割合／ 12.2%(平成17年9月)(前プランを知っている人の割合)	6.7%	8.6%
茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ(旧女性センター)を拠点とした講座等男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを知っている人の割合／なし	17.4%	14.3%

茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

平成25年(2013年)4月1日に茅ヶ崎市女性センターが、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター」へ名称変更することに伴い愛称を募集し、ご応募いただきました68名(88件)の中から、イコールな場所を意味する造語「イコール equal(英語:同一であること)に場所を表す接尾語(接尾辞)の-iaを付したもの。)である「いこりあ」に愛称が決定しました。



2. 基本目標に対する指標の進捗状況

基本目標	指標名／プラン策定時の実績	平成23年度の実績	平成24年度の実績
づくり 男女平等の意識	男女の地位における平等感（社会通念・習慣・しきたりにおける平等と思う人の割合）／12.3%（平成21年10月）	33.6%	30.6%
	固定的性別役割分担意識について反対と思う人の割合／35.1%（平成21年10月）	59.7%	58.5%
仕事と生活の両立ができる環境づくり	女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合／37.4%（平成21年10月）	24.5%	32.4%
	ワーク・ライフ・バランスの推進 ※茅ヶ崎次世代育成支援対策行動計画（後期計画平成22年度～平成26年度）と連携／3事業（平成21年度）	3事業	3事業
	待機児童解消のための保育園の整備拡充（通常保育事業） ※茅ヶ崎次世代育成支援対策行動計画（後期計画平成22年度～平成26年度）及び茅ヶ崎市総合計画第2時実施計画と連携／2,101人（平成21年6月）	2,365人	2,455人
人権が尊重される社会づくり	家庭児童相談事業 ※茅ヶ崎次世代育成支援対策行動計画（後期計画平成22年度～平成26年度）と連携／50.0%（平成21年9月）	57.0%	68.3%
	女性のための相談室を知っている人の割合／13.5%（平成17年9月）	23.5%	22.0%
	女性がリプロダクティブ・ヘルス／ライツを有するという考え方に賛成する人の割合／65.4%（平成21年10月）	82.5%	88.2%
	メディア・リテラシーを知っている人の割合／なし	11.7%	12.5%
するま ちづくり 男女が共に参画	市の審議会等における女性委員の割合／25.7%（平成22年3月）	26.3%	26.5%
	託児サポーター事業の活用／6事業（平成22年6月）	17事業	29事業

4 今後の取り組みの方向性

本市では、プランに基づき前期事業計画の中で、様々な事業に取り組んできました。今後、男女共同参画を一層推進するための本事業計画を実施する上での取り組みの方向性として、男女共同参画社会基本法、プラン及びプランに基づく取り組みの周知が必要です。

また、平成25年4月より「茅ヶ崎市女性センター」を「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）」に改称しました。引き続き、女性の地位向上や社会参加の促進といったこれまでの取り組みを推進するとともに、すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきます。

1 基本目標ごとの現状と今後の取り組みの方向性

基本目標 1 男女平等の意識づくり

男女の平等感について、本市及び国で実施した調査結果では、学校の場合における男女の地位の平等感及び社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感については、表1のとおりとなっています。

【表1 平等感の比較】

項目	茅ヶ崎市	国	
	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感	学校の場合における男女の地位の平等感
男性の方が優遇されていると思う人の割合	58.7%	70.4%	13.5%
平等と思う人の割合	30.6%	21.4%	67.0%
女性の方が優遇されていると思う人の割合	6.6%	3.5%	3.8%

※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）及び茅ヶ崎市「男女共同参画社会に関するアンケート調査報告書（はがきによるアンケート）」（平成24年5月）に基づき作成。

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感については、国で実施した調査で「平等と思う人の割合」は低くなっており、これは、本市で実施した調査結果においても、同様の傾向が見られます。

一方、学校の場合における男女の地位の平等感については、国の調査で「平等と思う人の割合」が高い結果となっています。今後は、社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感についても、「平等と思う人の割合」が増えるよう、様々な機会を通じて男女平等について学ぶ機会の提供をしていく必要があります。

基本目標 2 仕事と生活の両立ができる環境づくり

「女性が職業を持つこと」について、本市及び国で実施した調査結果は、表 2 のとおりとなっています。

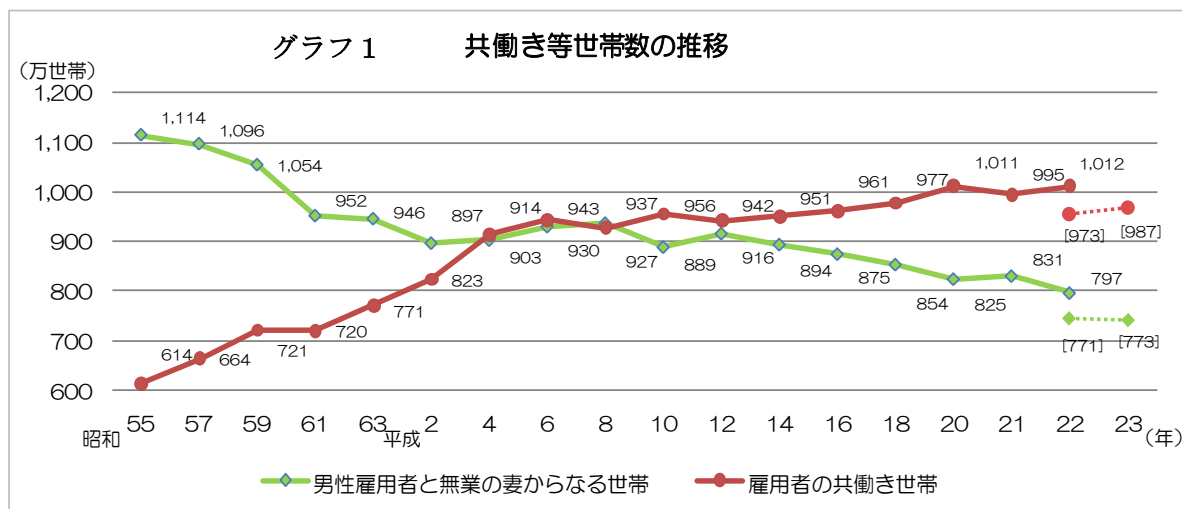
【表 2 女性が職業を持つことについての比較】

項目	茅ヶ崎市	国
女性は職業をもたない方がよい	1.6%	3.4%
結婚するまでは職業をもつ方がよい	4.5%	5.6%
子どもができるまでは、職業をもつ方がよい	10.4%	10.0%
子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい	32.4%	47.5%
子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	48.3%	30.8%

※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年 10 月）及び茅ヶ崎市「男女共同参画社会に関するアンケート調査報告書（はがきによるアンケート）」（平成 24 年 5 月）に基づき作成。

本市の行った調査結果では、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた人の割合（32.4%）が、国の調査結果（47.5%）に比べ、15.1ポイント低くなっています。一方、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた人の割合（48.3%）は、逆に17.5ポイント高くなっています。本市の行った調査結果では、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた人の割合が多くなっています。

女性が仕事を持つことについては、引き続き調査を実施し、傾向を観察するとともに、共働き世帯の増加（グラフ 1）や、少子高齢社会における労働力の確保、非正規労働の問題等、複合的な社会の課題やその状況の変化を踏まえ、取り組みを進める必要があります。



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。 平成24年版男女共同参画白書（内閣府）より作成

基本目標 3 人権が尊重される社会づくり

「女性のための相談室」について、本市で実施した調査結果は、グラフ 2、グラフ 3 のとおりとなっています。配偶者等への暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめといった人権侵害のない社会に向けて、市民が抱える様々な問題や悩みに対し、その解決への一助となるよう、本市の各種相談窓口を周知するとともに、日頃から相談しやすい環境づくりや相談機関の連携を進める必要があります。「女性のための相談室を知っている」と答えた人の割合は、22.0%（グラフ 2）となっています。

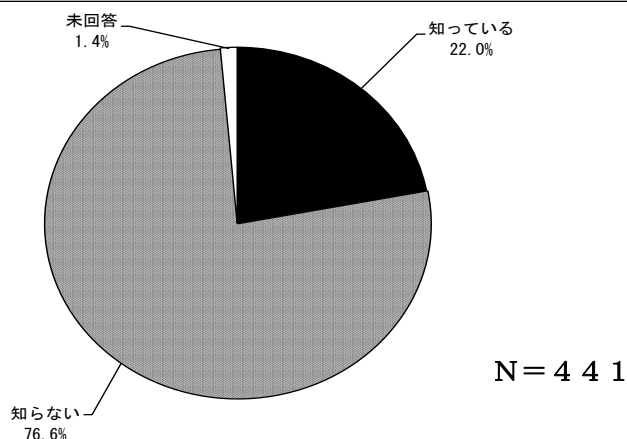
(問) 困ったときに相談できる「女性のための相談室」を知っていますか。

資料 平成 24 年度男女共同参画社会に関するアンケート調査報告書（はがきによるアンケート）茅ヶ崎市

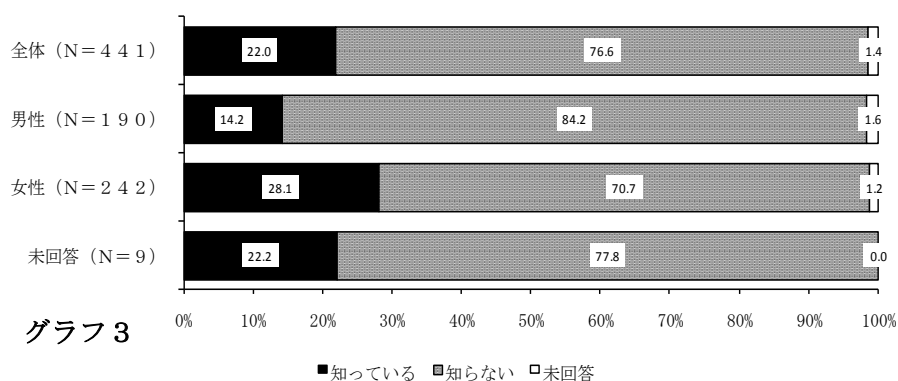
男女別の結果（グラフ 3）を見ると、知っていると回答した割合は女性（28.1%）、男性（14.2%）となっており、女性が男性に比べ、13.9ポイント高い結果となっています。今後も、様々な悩みを抱える女性に対し、その解決に向けた一助となるよう、相談室の周知を図る必要があります。

また、警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数は、年々増加する傾向（グラフ 4）にあり、暴力の防止に向けた取り組みについても各関係機関との連携が必要です。

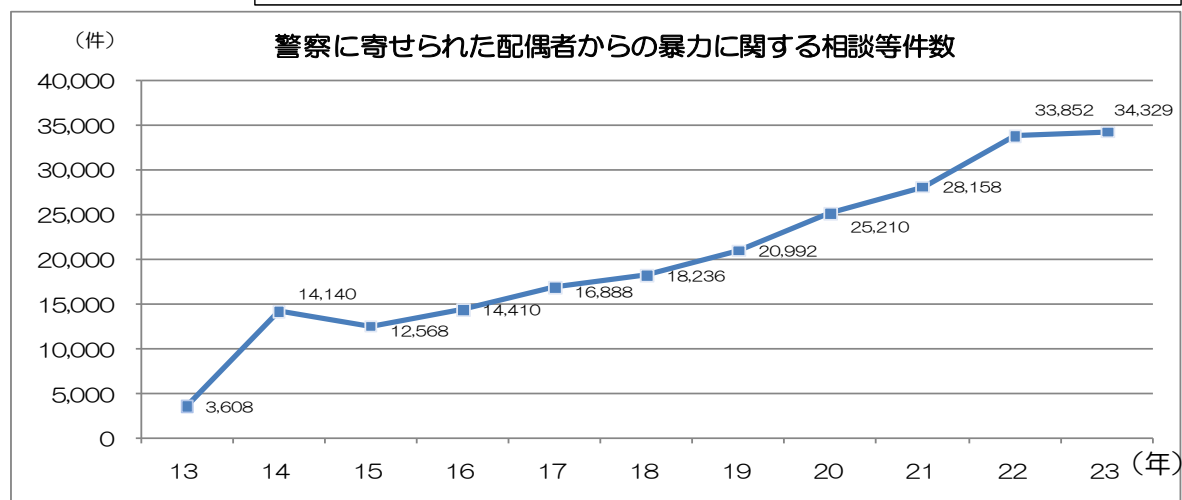
グラフ 2



グラフ 3



グラフ 4



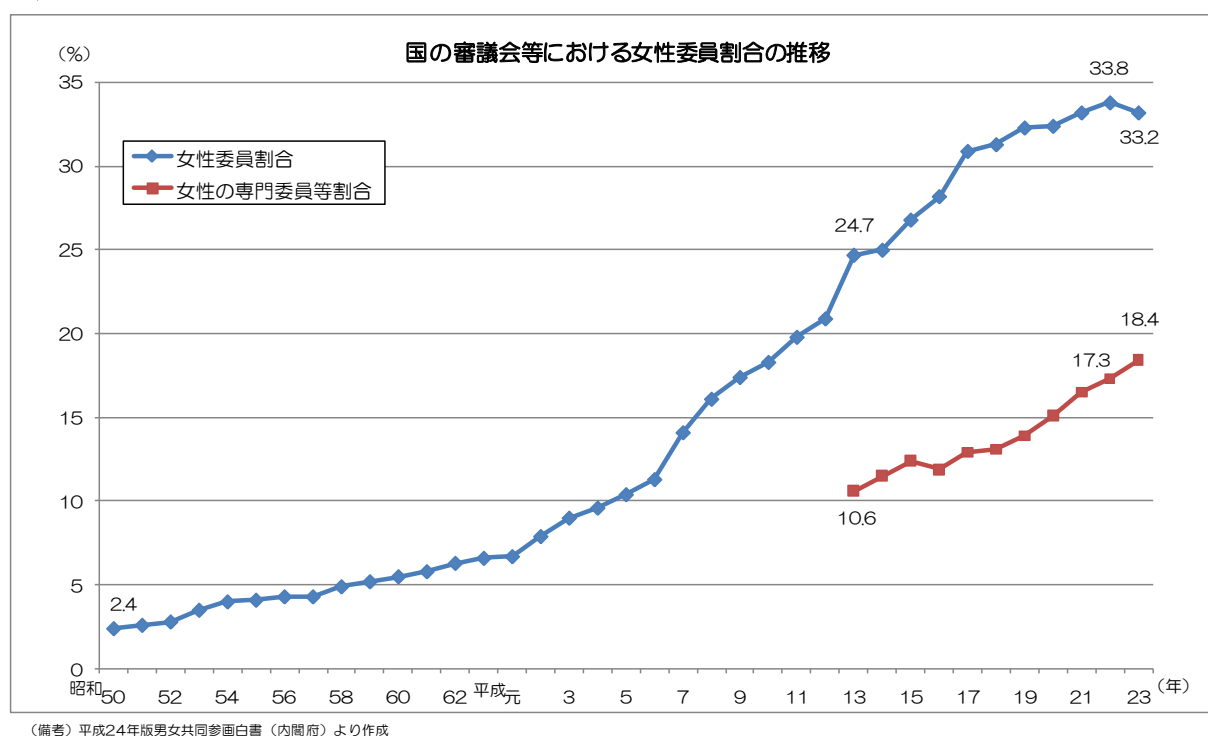
（備考）平成24年版男女共同参画白書（内閣府）より作成

基本目標 4 男女が共に参画するまちづくり

本市の審議会等における女性委員の割合（26.5％）は、国の審議会等における女性委員の割合（33.2％）（グラフ5）と比べると、低い結果となっています。男女が共に地域の活動へ積極的に参画できるような仕組みづくりや、男女が共に参画するまちづくりに向けた周知を積極的に行う必要があります。

また、東日本大震災における災害時の男女共同参画に配慮した事例の紹介等を通じて、平常時から、男女共同参画の視点を持った災害対策について理解を深める取り組みを進めます。

グラフ 5



2 今後の取り組みに向けて

男女共同参画社会の実現に向け、プランに掲げた各目標については、個別に様々な取り組みを実施するだけでなく、その取り組みが相互に関連していくことが必要です。また、様々な取り組みにおいて、男女共同参画の視点を意識するとともに、あらゆる機会を通じて男女が共に参画することに対する配慮の必要性を周知し、これらの取り組みを関係課かいが共有できるようにすることが必要です。

本事業計画では、男女が性別に関わりなく人権が尊重された男女共同参画社会の形成に向け、プランに基づく施策を展開していきます。

東日本大震災における女性の視点・ニーズを反映した 避難所での好事例

内閣府男女共同参画局
(平成23年5月23日時点)

女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、負担をやわらげるためにも、避難所の設計や運営に配慮することが重要です。

また、女性の視点・ニーズを反映させるためには、避難所運営に女性が参画していること、あるいは女性が意見を伝えやすい仕組みを設けることが重要です。

今後の復興に向けては、女性の新たな就業ニーズが高まることが予想され、女性の就労機会の確保が重要な課題となっています。

以下の事例については、内閣府男女共同参画局が、現地調査等で聞き取った好事例ですので、参考にしてください。

1. 「女性専用スペース」の設置

女性専用スペースを設置し、情報の提供や交換の場、心境・不安を語り、相談等が肩肘張らずできる場となっている。

女性専用スペースには、給湯設備、打ち合わせテーブル、ソファ等を備えており、湯沸かし、着替え、授乳、お化粧、ドライヤーの使用など、様々な目的で人が常集まり、和やかで、笑いの聞こえるスペースとなっている。

この女性専用スペースの運営を県の男女センターの職員がコーディネーターとなり、地元の女性団体のグループがボランティアで運営している。



2. 被災者支援のための雇用の創出

被災者の雇用を新たに創出するため、避難所での炊き出し、遺品や写真の洗浄をする人を役場で募集し、雇用している。



3. 女性や子育てに配慮した避難所の設計

- 快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一齐に大掃除を呼びかけ、その機会に間仕切りを設置する工夫をした。
- 土足厳禁エリアを徹底したことにより、風邪をひく人が減少し、ほこりも少なくなるなど、衛生面が改善された。
- 乳幼児のいる家族だけが滞在する部屋を設置し、赤ちゃんの夜泣きや声や授乳など、周りを気にせずお母さんの同士の情報交換などにもつながった。
- 女性専用の物干し場や男女別の入浴所・更衣室を設置した。
- 女性や子どもはひとりでトイレに行かないように注意喚起を行っている。



4. 女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

- 避難所内で毎日女性リーダー会議を実施し、女性のニーズを反映させている。
- 区長と婦人部が協議して避難所を運営、毎朝食時に1日の予定を協議している。



Ⅲ 基本目標・目標別計画一覧

基本目標 1 男女平等の意識づくり

性別に関わりなく、あらゆる分野で平等と感ずることができる社会を実現するために、市民一人ひとりが、男女平等や男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、様々な機会を提供するとともに、従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識づくりを推進します。

また、男女共同参画社会の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係があることから、国際連携及び協力を推進します。

目標	課題解決に必要なこと	取り組みの方向性
目標 1 男女平等について学ぶ機会を増やす	●地域・家庭・学校など社会のあらゆる分野において、学習の機会の充実を図ることが必要です。 ●男女平等について学び、理解を深めるための効果的な啓発を行うことが必要です。 ●男女共同参画社会の形成を図ることの大切さを、学校教育や社会教育の場で学ぶ機会を設け、その実現に向けた施策を講じることが必要です。	◆行政・企業・関連団体等との連携・協働のもとに啓発を推進します。 ◆職員の理解が深まる研修の機会を提供します。 ◆学校教育や社会教育の場で、男女平等の視点に立った男女共同参画の啓発に努めます。 ◆ホームページや広報紙等機会を捉えて情報発信を続け、男女平等の視点に立った男女共同参画の啓発に努めます。
目標 2 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識をなくす	●男女共同参画社会の形成に向けて実施した施策の効果と、更なる施策の展開のために、固定的性別役割分担意識を継続的に把握することが必要です。 ●男女共同参画に資する統計資料を、社会制度や慣行における不平等感の解決につなげることが必要です。 ●家庭での男女共同参画につなげるため、子どもの頃からの意識啓発が必要で	◆意識調査の結果を活用します。 ◆若い世代、男性への意識啓発を推進します。 ◆子どもの頃からの男女共同参画の意識啓発を推進します。 ◆調査や統計におけるジェンダー統計等の充実を図ります。
目標 3 平和の尊さを啓発する事業と国際連携及び協力を推進する	●国際的な連携や協力について理解がある社会形成に向け、積極的な情報提供を行うことが必要	◆ホームページや広報紙等で、女子差別撤廃条約等、国内外の動向に関する情報を提供し

	です。	ます。 ◆平和事業や国際連携及び協力を推進します。 ◆外国人住民の支援体制を充実します。 ◆国際理解・異文化理解を深める機会を充実します。
--	-----	--

基本目標1 男女平等の意識づくり

目標1 男女平等について学ぶ機会を増やす

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	拡大	階層別研修	男女平等の職場づくりやハラスメントに関する意識向上を目的とする研修の受講の機会をつくる。		○	○	○
2	継続	生涯学習の機会の提供	地域に根ざした学習活動の促進のため、市民主導で事業を展開する。庁内外との連携により、市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、まなびの場を提供する。	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン、ちがさき情報化プラン	○	○	○
3	継続	生涯学習の機会の提供	地域に根ざした学習活動の促進のため、市民主導で事業を展開する。庁内外との連携により、市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、まなびの場を提供する。	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン、ちがさき情報化プラン	○	○	○
4	継続	男女共同参画啓発等推進事業	行政・企業・関連団体等との連携・共催のもと、地域・家庭・学校など社会のあらゆる分野において、学習の機会の充実を図り、講座等事業を実施し男女平等について学ぶ機会を増やす。		○	○	○
5	継続	ふれあい教育推進事業	地域の指導協力者を派遣し、学校内外の活動において、児童・生徒の学びの質を高めるとともに豊かな心の育成を図る。		○	○	○
6	継続	学校訪問(計画・要請・機会訪問)	指導主事による学校訪問を通して、確かな学力と豊かな人間性の育成に向けて指導助言し、学習指導、児童生徒指導をはじめとする学校教育活動全般の充実を図る。		○	○	○
7	継続	人権教育講座	人権教育の一層の推進と充実をめざし、学校教育における人権教育指導者としての資質と指導力の向上を図る。		○	○	○

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
新採用職員 管理監督者	新採用職員研修 危機管理研修 メンタルヘルス研修	実施回数	3回	3回	3回	職員課
市民	ちがさき市民大学の開催	ちがさき市民大学の開催回数	6講座(年2回)	6講座(年2回)	6講座(年2回)	文化生涯学習課
市民	大学公開講座の開催	講座開催回数	6講座(年1回)	6講座(年1回)	6講座(年1回)	文化生涯学習課
市民	男女平等について学ぶ機会を増やす事業の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課
児童生徒・地域住民	特色ある学校づくりに向けた地域の指導協力者による学校支援	申請参加対象校数	32校	32校	32校	学校教育指導課
小中学校	教育に関する実践上の諸問題並びに研究課題の研究協議	学校を訪問し、授業等に関して研究協議を行う対象校数	32校	32校	32校	学校教育指導課
小中学校教員	人権教育指導者の育成支援	実施回数	2回	2回	2回	学校教育指導課

基本目標1 男女平等の意識づくり

目標2 「男は仕事、女は家庭」という固定的

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	男女共同参画啓発等推進事業	子どもの頃からの男女共同参画の啓発に向け、啓発冊子の作成・配布など意識啓発事業を実施し、意識啓発に努める。		○	○	○
2	継続	男女共同参画啓発等推進事業	市民意識調査を毎年実施するとともに、継続的にその情報提供に努める。		○	○	○

性別役割分担意識をなくす

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民	固定的性別役割分 担意識をなくす事業 の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課
市民	固定的性別役割分 担意識をなくす事業 の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課

基本目標1 男女平等の意識づくり

目標3 平和の尊さを啓発する事業と国際連携

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	平和啓発事業	戦争の悲惨さ、平和の尊さを一人でも多くの市民に伝える。		○	○	○
2	継続	「平和について」ポスター・作文コンテスト事業	平和の大切さについて学んでもらうため、次代を担う児童、生徒を対象に平和についてのポスター・作文を募集し、その作品を通して、市民に広く平和の尊さを啓発する。		○	○	○
3	継続	ピーストレイン 平和大使広島派遣事業	次世代に戦争の悲惨さ、平和の尊さなどを肌で感じ、学びとってもらうため、広島の平和式典に小・中学生を派遣する。		○	○	○
4	継続	国際交流関係事業	茅ヶ崎市国際交流協会と連携しながら、市内在住の外国人や海外の人々との交流活動を行い、国際理解及び国際協力の輪を広げる。また、神奈川県との共催事業を行う中で、次代を担う子どもたちの夢と想像力を育む。		○	○	○
5	継続	茅ヶ崎市外国語版便利帳改訂版作成事業	外国人市民が、言葉の壁や生活習慣の違いに関係なく地域での円滑な生活が送れるよう、生活ガイド的内容を持った「茅ヶ崎市外国語版便利帳」の改訂版を作成し、各種の情報提供等を行います。				○
6	継続	社会的要請課題をテーマとした事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
7	継続	社会的要請課題をテーマとした事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○

及び協力を推進する

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民	平和啓発事業の実施	平和に関する展示会等のイベントの開催数	4回	4回	4回	男女共同参画課
市内在住・在学の小学6年生・中学2年生	「平和について」ポスター・作文コンテストの実施	作品応募学校数	34校	34校	34校	男女共同参画課
「平和について」コンテスト入賞者	ピーストレイン平和大使の広島への派遣	平和大使派遣者数	16人	16人	16人	男女共同参画課
市民	茅ヶ崎市国際交流協会及び神奈川県との共催事業の実施	共催事業数	6事業	6事業	6事業	男女共同参画課
外国人市民等	茅ヶ崎市外国語版便利帳改訂版作成	言語対応数			5カ国語	男女共同参画課
市民	国際交流	開催回数	1回	1回	1回	小和田公民館
市民	国際理解のための講座の開催	開催講座数	1講座	1講座	1講座	香川公民館

基本目標 2 仕事と生活の両立ができる環境づくり

男女がともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味・仕事など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができるように仕事と家庭の両立を支援します。

また、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女がともに担うことができるための取り組みを支援します。

目標	課題解決に必要なこと	取り組みの方向性
目標 4 働きやすい環境をつくる	●男女が性別に関わりなくあらゆる場面で多様な選択を行うことができるように、家族形態の変化やライフスタイルに応じた支援を行うことが必要です。 ●固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方や働き方を可能とする環境が必要です。 ●男女共同参画社会の形成のためには、仕事と生活の両立ができ、女性の能力・活力を生かすことが必要です。 ●国の施策などについて、企業等に対する情報提供を行い、積極的な働きかけをしていくことが必要です。	◆生き方や働き方に合ったエンパワーメントを推進します。 ◆国・県と連携して、働きやすい環境づくりの先進的事例の情報提供に努めます。 ◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な働き方ができる社会形成にむけ、環境整備に努めます。 ◆社会状況を鑑み、高齢者・ひとり親世帯等への就労等支援策について関係機関と連携して取り組みます。
目標 5 子育て、介護がしやすい環境をつくる	●次世代を担う子どもたちが健やかに、個性と能力を発揮できるよう、安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援を行うことが必要です。 ●介護者の負担軽減を図ると共に、介護者の健康維持増進を図る支援を行うことが必要です。 ●子育て、介護を地域で支え合う環境づくりを行っていくことが必要です。	◆子育て、介護に関する相談・支援体制の整備を関係機関と連携して進めます。 ◆子育て、介護を行う人が継続して就労することを支援します。

目標 6 男性の家庭生活や地域生活への参画をすすめる	●「男女共同参画社会の形成は『男性が家計の担い手』という意識にとらわれることなく生きること」であることを理解することが必要です。 ●長時間労働を前提とする働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することが必要です。	◆男性の家庭生活への参画を推進します。 ◆男性の参画が少ない分野への男女共同参画を推進します。 ◆地域社会における男女共同参画の必要性を啓発します。
-----------------------------------	---	--

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり

目標4 働きやすい環境をつくる

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	時間外勤務削減に向けてのノー残業デーの実施	ノー残業デーを実施・周知することで、時間外勤務の削減を行い、職場・家庭・地域において充実した生活を送ることができるような環境作りをする。		○	○	○
2	継続	総合評価落札方式	価格競争だけでなく、入札者が社会的な活動に取り組んでいるか等も競争の内容に含む入札形式で、男女共同参画に取り組んでいる入札者に対して点数を加算する。		○	○	○
3	継続	ちがさきごと相談デー	将来のキャリア形成や仕事の悩み等に対するキャリアカウンセリングを実施し就職活動を支援する。女性が利用しやすいよう女性キャリアコンサルタント対応日も設定する。※第2次実施計画事業名「勤労市民会館の管理運営」		○	○	○
4	継続	ちがさき就職サポートコーナー	就職・転職活動に対するアドバイスや情報提供を実施し、就職活動を支援する。女性が利用しやすいよう女性キャリアコンサルタント対応日も設定する。※第2次実施計画事業名「勤労市民会館の管理運営」		○	○	○
5	継続	男女共同参画啓発等推進事業	女性が社会的、経済的に力をつけること(エンパワーメント)を目的とした講座等の事業を実施し、就労等を支援する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
6	継続	男女共同参画啓発等推進事業	人生の各段階に応じて、多様な生き方や働き方が選択できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、啓発講座等の事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
7	拡大	待機児童解消のための保育園整備拡充	保育園の施設整備を推進し、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備・充実を図ることで待機児童の解消を目指す。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
8	拡大	放課後児童健全育成事業	児童クラブのよりよい運営と保育環境により、小学校低学年児童の放課後支援の充実を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○

くり

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
職員	ノー残業デーの実施	実施回数	64日	63日	60日	職員課
事業者	土木・建築に関する工事における総合評価落札方式の試行	実施件数	7件	7件	7件	契約検査課
市民	相談の実施	実施日数	24日	24日	24日	雇用労働課
市民	相談の実施	実施日数	232日	232日	231日	雇用労働課
市民(女性)	女性が社会的、経済的に力をつけることを支援する事業の実施	実施事業総数	2事業	2事業	2事業	男女共同参画課
市民	ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施	実施事業総数	3事業	3事業	3事業	男女共同参画課
子育て家庭	保育園の運営	認可保育園の定員数	2,620人	2,800人	2,900人	保育課
子育て家庭	児童クラブの運営	入所児童数	1,100人	1,150人	1,200人	保育課

No.		事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
9	拡大	家庭的保育事業	待機児童解消及び多様な保育ニーズに対応する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
10	継続	休日等保育事業	子育て支援施策として、休日に保育を必要とする保護者のニーズに応える。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
11	拡大	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
12	継続	特定保育事業	保育者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
13	拡大	一時預かり事業	冠婚葬祭、保護者の傷病等により緊急・一時的な保育が必要な児童に対して実施する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
14	継続	病後児保育事業	就労中の保護者の子どもが病気の回復時であり、集団生活が困難な期間において保育が必要な場合、専用スペースで保育を実施する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
15	拡大	産休明け保育事業	就労中の保護者の子どもが生後57日目から保育が必要な場合、保育を実施する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
子育て家庭	家庭的保育事業の実施	受け入れ人数	23人	23人	25人	保育課
子育て家庭	休日保育の実施	実施保育園数	2園	2園	2園	保育課
子育て家庭	延長保育の実施	実施保育園数	26園	28園	29園	保育課
子育て家庭	特定保育の実施	実施保育園数	4園	4園	4園	保育課
子育て家庭	一時預かりの実施	実施保育施設数	15施設	15施設	16施設	保育課
子育て家庭	病後児保育の実施委託	委託保育園数	1園	1園	1園	保育課
子育て家庭	産休明け保育実施補助	補助保育園数	1園	2園	3園	保育課

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり

目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	拡大	地域包括支援センター運営事務	保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する。	第5期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○	○	○
2	新規	地域福祉総合相談室運営事業	12地区に整備予定の地域包括支援センター内に地域福祉総合相談室を設置し、分野にとらわれない、より身近な地域の相談支援機能を充実させ、地域住民の利便性の向上並びに地域福祉の増進を図る。	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
3	継続	子育て支援の推進事業	子育てに関する情報を幅広くまとめ、子育てに係る家庭の利便性を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○		○
4	新規	子育てポータルサイト事業	乳幼児を持つ保護者が子育てに関するポータルサイトを利用することにより、地域で孤立することなく安心して子育てができる環境を創出するとともに、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
5	継続	子育て短期支援事業	事情により家庭における児童の養育が困難なとき、児童養護施設で一時的に養育を行い、保護者の負担を軽減する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
6	拡大	子育て支援センター事業	子育て支援センターにおける育児相談・子育て家庭交流の場の提供等を行う。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
7	拡大	ファミリーサポートセンター事業	子どもを預け、預かる相互援助活動により、余裕を持った子育てができるよう育児支援を行う。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
8	拡大	母子保健指導事業	妊娠、出産、育児への不安を少しでも取り除き、母子の健全な成長を支援する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
65歳以上の 高齢者 及びその 家族等	地域包括支援セン ターの運営	設置箇所	9箇所	12箇所	12箇所	高 齢 福 祉 介 護 課
市民	地域福祉総合相談 室の整備	整備地区数	9地区	12地区	12地区	保 健 福 祉 課
子育て家 庭	子育てガイドブック 改訂版作成	子育てガイド ブック作成	平成26年3月		平成28年3月	子 育 て 支 援 課
子育て家 庭	子育てに関するポー タルサイトの構築・運 営	サイトの実訪問 者数	200人/日	200人/日	200人/日	子 育 て 支 援 課
子育て家 庭	ショートステイ・ツイ ライトステイ事業の実 施	利用可能日数	ショートステイ 365日 トワイライトステ イ244日	ショートステイ 365日 トワイライトステ イ244日	ショートステイ 366日 トワイライトステ イ243日	子 育 て 支 援 課
子育て家 庭	子育てアドバイザー 育児相談・子育て家 庭交流の場の提供・ 子育て情報の提供	利用者数	42,000人(3ヶ 所合計)	42,000人(3ヶ 所合計)	42,000人(3ヶ 所合計)	子 育 て 支 援 課
子育て家 庭	子どもを預けたい人と預か ることができる人が会員と なり、アドバイザーの調整 により子どもを預かり合う 相互援助活動	活動件数	9,000件	9,100件	9,200件	子 育 て 支 援 課
勤労初妊 婦	働くママの母親教室	実施回数	4回	4回	4回	こ も も 育 成 相 談 課

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
9	継続	子育て教室事業	育児への不安、悩みの軽減を図り、幼児期の健全な成長を支援する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
10	継続	育児支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、適切な養育の実施の確保を図り子育てがしやすい環境をつくる。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
11	継続	療育相談事業	発達に遅れ等の疑いがあると思われる子の相談に応じ、子育て支援を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
12	継続	道路安全施設設置事業	歩行者や車両の安全を確保するため、道路照明灯・道路反射鏡・路面標示等の整備を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
13	継続	家庭教育支援関連事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
14	継続	家庭教育支援関連事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
15	継続	子ども事業	子どもや親子を対象にさまざまな体験学習を通して、子どもたちの自己実現を図れる事業を公民館利用団体やボランティアなどの協力を得ながら実施する。	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
16	継続	家庭教育支援関連事業	子どもの対象年齢別に家庭教育を支援する講座を実施するとともに、親子、参加者相互のふれあいの場を提供します。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
17	継続	社会的要請課題をテーマとした事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり
目標5 子育て、介護がしやすい環境つくる

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
2歳児とその保護者等	にこにこ子育て教室	実施回数	12回	12回	12回	こども育成相談課
養育支援が特に必要と判断した家庭	育児支援家庭訪問事業での保健師及び相談員の訪問の実施	訪問回数	160回	160回	160回	こども育成相談課
こどもセンター利用者	こどもセンターでの療育相談	相談件数	2,700件	2,700件	2,700件	こども育成相談課
市民	道路安全施設設置事業	道路安全施設設置数	100箇所	100箇所	100箇所	道路管理課
未就園児とその家族	ちびっこ広場	開催回数	11回	11回	11回	小和田公民館
子育て中の親・保育相談者	家庭教育の支援に関する事業	開催回数	3回	3回	3回	小和田公民館
未就園児とその家族	子育て広場カルガモ	開催回数	12回	12回	12回	鶴嶺公民館
幼児とその親など	つるみね子育て講座	開催回数	3回	3回	3回	鶴嶺公民館
市民	社会的要請課題をテーマとした事業	事業数	2回	2回	2回	松林公民館

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
18	継続	家庭教育支援 関連事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
19	継続	楽しい子育て 講座事業	わらべうたや絵本をとおして、親と子どものコミュニケーションを取り子どもの健やかな成長を育む講座を開催する。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
20	継続	絵本とお話の 時間事業	親子、友だちと時間を共有し、子どもの心や言葉が健全に育つ講座を開催する。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
21	継続	ひだまり事業	子どもと保護者がゆったりとした時間を過ごす空間をつくり、子育て支援を目的とする講座を開催する。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
22	継続	家庭教育支援 関連事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
23	継続	家庭教育支援 関連事業	学習機会を提供し、市民の学習活動の活性化を図る。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
24	継続	子ども読書活 動推進事業	子どもたちが自主的に読書活動に取り組むことができるような環境の整備を進めるとともに、社会的な機運を醸成するための普及啓発に取り組む、子どもの健やかな成長に資することを目標とする。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
25	継続	図書館自主事 業	生涯学習のきっかけを作り、その推進を図る。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
26	新規	幼児期の教育 に関する基礎 研究・研修事業	幼児期の教育に関する基礎研究を推進し、家庭教育や幼児期教育の充実を図る。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○
27	新規	「子どもの教 育」講座・講演 事業	子どもの成長発達に関する基礎研究を踏まえ、教育への意識醸成を図る。	茅ヶ崎市教育 基本計画	○	○	○

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり
目標5 子育て、介護がしやすい環境つくる

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民	家庭教育支援関連事業	事業数	4回	4回	4回	松林公民館
幼児と保護者	わらべうたと絵本で遊ぼう	講座実施回数	12回	12回	12回	南湖公民館
幼児と保護者	絵本とお話の時間	講座実施回数	11回	11回	11回	南湖公民館
幼児と保護者	ひだまり	講座実施回数	22回	22回	22回	南湖公民館
未就園児とその家族	憩いと交流の場を提供(かめさんのおうち)	開催回数	12回	12回	12回	香川公民館
子育て中の親・保育相談者	保育ボランティアのための研修会の開催	開催回数	1回	1回	1回	香川公民館
0～18歳の市民	ブックスタート事業	ブックスタートパック配布数	1,800パック	1,800パック	1,800パック	図書館
市民	おはなし会	開催回数	72回	72回	72回	図書館
市民、保護者、保幼小中関係職員、市関係職員等	基礎研究の公開(セミナー、シンポジウム等)	基礎研究の公開件数(セミナー、シンポジウム等)	2件	2件	2件	教育センター
市民、保護者、保幼小中関係職員、市関係職員等	講座講演の開催	講座講演参加者数	540人	580人	620人	教育センター

基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境づくり

目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	次世代育成支援対策の推進	職員が子育てしやすい職場環境の整備を図る。	職員の子育て支援行動計画	○	○	○
2	継続	男女共同参画啓発等推進事業	地域における男女共同参画の推進に向け、男性の参画が少ない分野への男女共同参画の推進の啓発に努め、男性の地域参加をすすめる。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
3	継続	母子保健指導事業	妊娠、出産、育児への不安を少しでも取り除き、母子の健全な成長を支援する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
4	新規	社会教育講座の開催	現代的課題等に関する情報の共有、知識の普及を図り、課題解決のための学習機会を提供する。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
5	継続	社会的要請課題をテーマとした事業	子育て・少子高齢化・環境・国際理解・情報技術・健康などの現代的課題をテーマに、身近な話題から様々な問題を考える学習機会を提供する。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○

くり

すすめる

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
男性職員	男性職員による育児休業等の取得	取得率	5.0%	5.0%	5.0%	職員課
市民	男性の家庭生活や地域生活への参画を進める事業の実施	実施事業総数	3事業	3事業	3事業	男女共同参画課
初めて父親になる人とその妻	父親教室	実施回数	18回	18回	18回	こども育成相談課
市民	社会教育講座の開催	社会教育講座の男性受講者の割合	10.0%	10.0%	10.0%	社会教育課
市民	男性向け料理教室	開催回数	1回	1回	1回	鶴嶺公民館

基本目標 3 人権が尊重される社会づくり

暴力に関する相談や一時保護といった被害者支援については、関係機関の連携充実に努め、性や健康に関する理解の促進を図り、心身の健康の維持増進を支援します。

国籍、年齢、障害などに関わらず、誰もが自立して生き生きと暮らすことを支援するとともに、あらゆる暴力を容認しないことで、それぞれの人権が尊重される社会づくりを推進します。

目標	課題解決に必要なこと	取り組みの方向性
目標 7 あらゆる暴力をなくす	●暴力防止や被害者支援に資する情報を提供することが必要です。 ●あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと継続的な施策を関係課と連携して行うことが必要です。 ●国籍や性別に関わりなく人権を尊重することへの理解を深めることが必要です。	◆暴力防止に向け、若年層へ啓発を実施します。 ◆配偶者等への暴力、児童虐待、高齢者虐待、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力の根絶に努めます。 ◆人権尊重のため、法律・制度の理解を促進します。
目標 8 茅ヶ崎男女共同参画推進センターいこりあ（旧女性センター）を拠点とした相談事業に取り組む	●夫婦・家族・男女の人間関係や生活上の悩みをもつ女性に対して、相談体制の充実を図ることが必要です。	◆関係課と連携して相談事業を推進します。 ◆「女性のための相談室」へ寄せられた相談から見えてくる課題の解決に向け、情報発信や情報提供を行っていきます。
目標 9 女性が自分のからだのことを自分で決める権利を女性の人権として確立する。	●女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じた健康の享受ができるよう、支援をするための総合的な対策が必要です。	◆性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）等、人権に配慮した意識啓発を推進します。
目標 10 生涯にわたる健康を支援する	●生涯にわたり心身の健康を得ることができるよう、意識啓発、健康づくりの支援、相談体制の構築が必要です。	◆健康診査・健康相談事業を推進します。 ◆生涯を通じて健康に配慮し、ライフステージに応じた支援策を充実します。

目標 1 1 人権尊重のために、メディアからの情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を育成する	●人権を侵害するような違法・有害な情報の受信が容易となっている状況を踏まえ、対策を検討する必要があります。	◆子どもの頃から男女共同参画の視点をもって情報の取捨選択ができるように意識啓発に努めます。 ◆情報を取捨選択して受信すると共に発信する際にも、男女共同参画の視点を持って情報を活用することの理解の啓発に努めます。
目標 1 2 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する	●高齢者、障害者及び外国人など様々な困難を抱える人々に配慮し、きめ細かく対応する視点が必要です。 ●生活上の困難が固定化し、それが次世代へ連鎖する状況に対して、きめ細かな支援体制が必要です。 ●雇用・就業に関する男女の格差の解消が社会全体の発展につながるという問題意識を持つことが必要です。	◆高齢者、障害者及び外国人等への相談体制を充実します。 ◆高齢者、障害者及び外国人等への自立支援を推進します。 ◆ひとり親家庭への支援を充実します。 ◆自立力（雇用、就業の安定等）を高める取り組みを実施します。

基本目標3 人権が尊重される社会づくり

目標7 あらゆる暴力をなくす

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	セクシャルハラスメント防止対策	セクシャルハラスメントに対して職員の苦情相談窓口を設置し随時相談を受け付けるとともに、迅速公正かつ円満な解決に向け苦情処理委員会を設け、男女が対等平等な関係で快適に働くことができる職場環境を実現する。		○	○	○
2	継続	性別欄廃止の推進	申請書等、性別欄を必要としない手続きについて簡素化を図るとともに、男女共同参画社会の形成に寄与する。		○	○	○
3	継続	人権擁護活動事業	人権問題に関して市民の相談に応じ、人権侵犯事件への切り替え、関係機関への連絡、助言等の必要な措置をとり基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図る。		○	○	○
4	継続	女性問題の研究調査及び啓発	配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」根絶に向けた意識啓発を行うとともに、DVが児童に心理的影響を及ぼす児童虐待であると認識をしてDV防止を推進する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
5	継続	男女共同参画啓発等推進事業	配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」根絶に向けた意識啓発を行うとともに、DVが児童に心理的影響を及ぼす児童虐待であると認識をしてDV防止を推進する。		○	○	○
6	継続	保健福祉総合相談事業	市民からの保健・福祉に関する様々な相談に対応するため、福祉の有資格者による総合相談を行う。	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
7	継続	家庭児童相談事業	家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員による児童相談指導を行い子育てがしやすい環境をつくる。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
8	新規	家庭児童相談事業	子育てに対する不安や悩みを持つ親の支援及び児童虐待予防のため「そだれん(怒鳴らない子育て練習講座)」の普及を図り、子育てがしやすい環境をつくる。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
職員	相談窓口の開設	利用可能日数	244日	244日	242日	職員課
市民	廃止に向けた各課の対応状況の調査	調査の実施回数	1回	1回	1回	企画経営課
市民	人権相談	相談室の開設日数	36日	36日	36日	市民相談課
市民(女性)	DV等の暴力根絶の意識啓発	相談室の開設日数	244日	244日	242日	男女共同参画課
市民	あらゆる暴力をなくす事業の実施	実施事業総数	2事業	2事業	2事業	男女共同参画課
市民	保健福祉総合相談	相談件数	550件	550件	550件	保健福祉課
子育て家庭	家庭児童相談室での相談、支援	相談室の開設日数	244日	244日	242日	こども育成相談課
子育て家庭	「そだれん(子育て練習講座)」の実施	実施回数	19クール	19クール	19クール	こども育成相談課

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
9	継続	子どもの安全を守る都市の推進	子どもの安全を守るため青少年育成団体等と啓発活動を行う。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
10	継続	子どもの安全を守る都市の推進	子どもの安全を守るため青少年育成団体等と啓発活動を行う。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
11	継続	子どもの安全を守る都市の推進	子どもの安全を守るため青少年育成団体等と啓発活動を行う。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
12	継続	子どもの安全を守る都市の推進	子どもの安全を守るため青少年育成団体等と啓発活動を行う。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
13	継続	子どもの安全を守る都市の推進	子どもの安全を守るため青少年育成団体等と啓発活動を行う。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○

基本目標3 人権が尊重される社会づくり
目標7 あらゆる暴力をなくす

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民・青少年	街頭キャンペーン	実施回数	2回	2回	2回	青少年課
市民・青少年	市広報紙・ホームページ・防災無線による見守り広報活動	実施回数	4回(長期休み明け)	4回(長期休み明け)	4回(長期休み明け)	青少年課
市民・青少年	市職員の腕章着用による子どもの見守り	実施回数	5回	5回	5回	青少年課
市民・青少年	「子ども110番の家」ステッカー・見守り腕章・見守りジャンパー等の啓発物品の配布	実施期間	244日	244日	243日	青少年課
市民・青少年	インターネットにおける悪質な青少年有害情報の監視事業	検索件数	5,000件/月	5,000件/月	5,000件/月	青少年課

基本目標3 人権が尊重される社会づくり

目標8 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターい

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	DV被害者支援ネットワーク事業	DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者支援のため、庁内の横断的なネットワークを構築する。		○	○	○
2	継続	女性問題の研究調査及び啓発	悩みを抱える女性の諸問題の解決方法を見出すため、「女性のための相談室」を運営する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
3	継続	男女共同参画啓発等推進事業	女性のための相談室に寄せられた、生活上の悩みなど相談内容の解決に向けた情報の発信や各課と連携した支援など、事業の充実に向けた取組を展開する。		○	○	○

こりあを拠点とした相談事業に取り組む

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
職員	DV被害者支援に向けた研修会の開催	開催回数	1回	1回	1回	男女共同参画課
市民(女性)	「女性のための相談室」の充実	相談室の開設日数	244日	244日	242日	男女共同参画課
市民	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあを拠点とした相談事業の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課

基本目標3 人権が尊重される社会づくり

目標9 女性が自分のからだのことを自分で決

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	人権同和対策に関すること	人権啓発事業を推進するため、「人権を考える市民の集い」を開催し、市民及び職員の人権問題に対する意識の向上を図る。また、県内の人権団体等が開催する研修会等に積極的に参加し、職員の人権意識の向上を図る。		○	○	○
2	継続	男女共同参画啓発等推進事業	リプロダクティブ・ヘルス・ライツ等、人権に配慮した意識を持てるよう、事業を実施する。		○	○	○
3	継続	がん検診事業	女性特有のがん検診については検診受診率が低いため、受診率を上げて、疾病の早期発見、早期治療を目指す。	茅ヶ崎市健康増進計画	○	○	○
4	継続	がん検診事業	女性特有のがん検診については検診受診率が低いため、受診率を上げて、疾病の早期発見、早期治療を目指す。	茅ヶ崎市健康増進計画	○	○	○
5	継続	母子健康手帳交付事業	妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、一貫した健康管理を行う。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
6	拡大	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査の助成を通して、より妊婦の健康管理の充実を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
7	継続	妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理について異常の有無を早期に確認し、適切な指導を行う。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
8	拡大	母子栄養健康づくり事業	母親の健康の保持及び乳児の健全な発育を支援する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画、茅ヶ崎市食育推進計画	○	○	○

める権利を女性の人権として確立する

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民及び職員	市主催事業(人権を考える市民の集い)の開催	市主催事業の参加人数	300人	300人	300人	男女共同参画課
市民	女性が自分のからだのことを自分で決める権利を女性の人権として確立する事業の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課
30歳以上の女性	乳房がん検診	乳房がん検診受診率	20.0%	22.0%	24.0%	保健福祉課
20歳以上の女性	子宮がん検診	子宮がん検診受診率	18.0%	19.0%	19.0%	保健福祉課
妊婦	母子健康手帳交付	交付件数	2,100冊	2,100冊	2,100冊	こども育成相談課
妊婦	妊婦健康診査費用補助券の交付 妊婦健康診査費用の補助	補助券利用率	90.0%	90.0%	90.0%	こども育成相談課
妊婦	保健指導	要指導件数	60件	60件	60件	こども育成相談課
妊婦(初妊婦優先)	マタニティクッキング	実施回数	15回(うち、6回は夫婦版マタニティクッキングとして土曜日開催)	15回(うち、6回は夫婦版マタニティクッキングとして土曜日開催)	15回(うち、6回は夫婦版マタニティクッキングとして土曜日開催)	こども育成相談課

基本目標3 人権が尊重される社会づくり

目標10 生涯にわたる健康を支援する

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	拡大	集団健康教育事業	壮年期からの生活習慣病予防及び健康保持増進を図る。	茅ヶ崎市健康増進計画	○	○	○
2	拡大	栄養改善事業	健康づくりと生活習慣病予防のための知識を普及する。	茅ヶ崎市健康増進計画、茅ヶ崎市食育推進計画	○	○	○
3	継続	健康相談事業	日常生活において、本人及び家族の健康管理がスムーズに実行できるよう支援する。	茅ヶ崎市健康増進計画	○	○	○
4	継続	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の生きがいと健康づくり活動の推進とその普及に資することを目的に、各種の講座・教室を開催する。	第5期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○	○	○
5	継続	介護予防・健康づくり事業	民間のスポーツクラブを利用して、筋力トレーニング、健康運動、水中ウォーキングを実施し、運動習慣を定着させる。	第5期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○	○	○
6	継続	脳の健康教室事業	簡単な読み、書き、計算で脳のトレーニングを実施。週1回教室への参加と毎日15分程度の自宅学習をする。	第5期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○	○	○
7	継続	思春期保健事業	思春期前期と言われる小学3年生、4年生を対象に講座を実施する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○		
8	継続	思春期保健事業	学校からの依頼や市民まなび講座を活用し、思春期保健について知識の普及啓発を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
64歳以下の市民	健康教室の開催	開催回数	28回	28回	28回	スポーツ健康課
64歳以下の市民	栄養改善教室の開催	開催回数	23回	24回	24回	スポーツ健康課
市民	健康相談	相談事業実施日数(予約制健康相談及び随時の相談)	244日(予約制健康相談実施は12日)	244日(随時相談のみ)	242日(随時相談のみ)	保健福祉課
60歳以上の高齢者	生きがい教室の開催	開催回数	8回	8回	8回	高齢福祉介護課
60歳以上の在宅の高齢者	介護予防・健康づくり事業	教室数	5箇所	5箇所	5箇所	高齢福祉介護課
65歳以上の高齢者	脳の健康教室事業	開催回数	2回	2回	2回	高齢福祉介護課
小学3年生・4年生	思春期わくわく体験講座	実施回数	2回			こども育成相談課
小学3年生・4年生	思春期依頼教育	実施回数	全小学校	全小学校	全小学校	こども育成相談課

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
9	継続	乳児健康診査事業	健康診査を「乳幼児の健康状態を確認し、疾病・異常等の早期発見とともに各時期の育児上のポイントを親と確認できる機会」として捉え、安心して子育てができるよう支援する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
10	継続	幼児健康診査事業	乳幼児期の健康な歯は、成長に必要な栄養摂取や言葉の発達にも大きな役割を果たしていることを踏まえ、健康診査、教育や相談等の事業で歯科指導を充実する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
11	継続	乳幼児健康・育児相談事業	発育・発達・育児・栄養などに関する相談を実施することで、乳幼児の健康の保持増進を図り、保護者の育児を支援する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
12	継続	健康講座事業	現代日本人の抱える、心と体の健康に関する諸問題を1年間を通して学習する。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○

基本目標3 人権が尊重される社会づくり
目標10 生涯にわたる健康を支援する

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
4か月児、 10～11か 月児	4か月児健康診査 10～11か月児健康 診査	平均健診受診 率	96.0%	96.0%	96.0%	こども 育成 相談 課
1歳6か月 児、3歳6 か月児	1歳6か月児健康診 査(一般・歯科) 3歳6か月児健康診 査(一般・歯科)	健診実施回数	各36回	各36回	各36回	こども 育成 相談 課
乳幼児 7か月児 2歳～2歳 2か月児	①乳幼児健康相談 ②7か月児育児相談 ③2歳児歯科相談 ④予約制の健康相 談	実施回数	①84回 ②36回 ③36回 ④12回	①84回 ②36回 ③36回 ④12回	①84回 ②36回 ③36回 ④12回	こども 育成 相談 課
市民	健康講座	講座数	2講座	2講座	2講座	南湖 公民館

基本目標3 人権が尊重される社会づくり

目標11 人権尊重のために、メディアからの シー)を育成する

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	広報主任会議でのメディア・リテラシーの周知・啓発	情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用することの必要性や人権への配慮を周知・啓発し、広報活動に役立てる。		○	○	○
2	継続	人権擁護活動事業	人権問題に関して市民の相談に応じ、人権侵犯事件への切り替え、関係機関への連絡、助言等の必要な措置をとり基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
3	継続	人権擁護活動事業	人権問題に関して市民の相談に応じ、人権侵犯事件への切り替え、関係機関への連絡、助言等の必要な措置をとり基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
4	継続	人権擁護活動事業	人権問題に関して市民の相談に応じ、人権侵犯事件への切り替え、関係機関への連絡、助言等の必要な措置をとり基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
5	継続	男女共同参画啓発等推進事業	子どもの頃からの男女共同参画の啓発とともに、メディアにおける影響を鑑み、対策の必要性も含め、情報の取捨選択の必要性について、事業等を行い意識啓発に努める。		○	○	○

情報を主体的に読み解く力(メディア・リテラ

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
職員	広報主任会議の開催	開催回数	1回	1回	1回	秘書広報課
市内在住・ 在学の小学4～6年生	小学生人権ポスターコンテスト	開催回数	1回	1回	1回	市民相談課
市内在住・ 在学の中学生	中学生人権作文コンテスト	開催回数	1回	1回	1回	市民相談課
中学生作文コンテスト入賞者	中学生との人権座談会	開催回数	1回	1回	1回	市民相談課
市民	人権尊重のために、メディア・リテラシーを育成する事業の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課

基本目標3 人権が尊重される社会づくり

目標12 様々な困難を抱える人々が安心して

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	拡大	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に医療費を助成することにより経済的援助を図る。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
2	拡大	障害者就労支援事業	障害者の就労訓練をすることにより就労の支援を図る。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
3	継続	自立支援給付費に関する事務	障害者の自立した生活を行うため各種サービスの提供を行う。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
4	継続	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣等により聴覚障害者等の意思伝達を容易にし、社会参加を図る。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
5	拡大	成年後見制度利用支援事業	知的障害者および精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
6	拡大	地域活動支援センター及び相談・生活支援事業	障害者のために、地域活動センターにおいて、創作活動などの機会を提供し、相談支援事業所において、相談支援を行う。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
7	拡大	訪問入浴サービスに関する事務	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能等を図る。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
8	拡大	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行う。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○

暮らせる環境を整備する

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
重度障害者	重度障害者の医療費の助成	助成件数	119,630件	125,610件	131,890件	障害福祉課
障害者	障害者の就労(訓練)の場の確保	就労(訓練)者数	16人	18人	20人	障害福祉課
障害者	障害福祉サービスの提供	請求内容の審査	12回	12回	12回	障害福祉課
障害者	手話通訳者等の派遣	派遣回数	350回	390回	430回	障害福祉課
障害者	成年後見制度の利用の支援	利用者数	10人	10人	10人	障害福祉課
障害者	地域活動支援センター及び相談支援事業所の運営	委託事業所数	18事業所	18事業所	18事業所	障害福祉課
障害者	訪問入浴サービスの提供	利用者数	19人	20人	21人	障害福祉課
障害者	移動支援の提供	利用件数	3,100件	3,150件	3,200件	障害福祉課

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
9	拡大	日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常訓練等を行う。また、介護者の就労支援や一時的な休息支援を行う。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
10	継続	店舗活用型就労支援事業	障害者の地域社会での自立と社会参加や市民および事業主等の就労に関する理解と協力を推進するため、空き店舗を活用し、障害者の就労支援を行う。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
11	継続	SOSネットワーク事業	行方不明になる恐れがある障害児者をあらかじめ登録することにより、行方不明となった場合の早期発見、保護し、家族の不安を和らげる。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
12	新規	障害者虐待防止事業	障害者虐待防止法に基づき、市が通報、届出の窓口となる。当該障害者の安全の確認と必要な措置を講ずる。	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	○	○	○
13	拡大	任意事業	高齢者が地域において自立した生活を営むよう法の趣旨に反しない限り地域の実情に応じた事業（介護給付費適正化事業、認知症サポーター養成研修事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業、成年後見制度利用支援事業等11事業）を実施する。	第5期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○	○	○
14	継続	母子父子家庭親子ふれあい事業	母子・父子家庭の家族内の親睦を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
15	拡大	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等で日常生活に支障が生じるときに、日常生活の世話をを行う家庭生活支援員を派遣する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
16	拡大	母子家庭高等技能訓練促進費事業	母子家庭等の生活の安定に資するため、資格取得を促進する。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
17	拡大	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、指定した講座修了後に給付を行う。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
障害者とその家族	日中一時支援の提供	利用件数	2,870件	2,900件	2,930件	障害福祉課
障害者	障害者の就労(訓練)の場の確保	就労(訓練)者数	10人	10人	10人	障害福祉課
障害者	防災行政用無線による搜索	利用日数	3日	3日	3日	障害福祉課
障害者及び養護者等	虐待防止センターの設置	設置か所数	1か所	1か所	1か所	障害福祉課
65歳以上の高齢者及び要介護高齢者を介護する家族	任意事業	実施事業数	11事業	11事業	11事業	高齢福祉介護課
母子・父子家庭等	ふれあい大会の開催	開催回数	1回	1回	1回	子育て支援課
母子・父子家庭等	家庭生活支援員の派遣	派遣時間	606時間	606時間	606時間	子育て支援課
母子・父子家庭等	資格習得相談の実施	受講者数	18人	18人	18人	子育て支援課
母子・父子家庭等	教育訓練講座受講相談の実施	受講者数	8人	8人	8人	子育て支援課

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
18	拡大	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画	○	○	○
19	継続	道路舗装修繕事業	交差点部や横断歩道部における、歩道と車道の段差を解消し、視覚障害者用誘導ブロックの設置等により、歩行者・自転車及び身体障害者等の通行の安全を図る。	茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
20	継続	小学校特別支援学級教育支援事業	児童一人一人の人間性を尊重し、将来の自立と社会参加を実現させるため、小学校特別支援学級の教育の充実を図る。		○	○	○
21	継続	中学校特別支援学級教育支援事業	生徒一人一人の人間性を尊重し、将来の自立と社会参加を実現させるため、中学校特別支援学級の教育の充実を図る。		○	○	○
22	継続	社会的要請課題をテーマとした事業	子育て・少子高齢化・環境・国際理解・情報技術・健康などの現代的課題をテーマに、身近な話題から様々な問題を考える学習機会を提供する。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
23	継続	家庭教育支援事業	次世代育成を主眼として親の役割や子育てに必要なことを学ぶ講座を開催する。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○
24	継続	現代的・地域的課題講座事業	様々な切り口で現代・地域課題について考える講座を開催する。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○

基本目標3 人権が尊重される社会づくり
目標12 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
母子・父子家庭等	国保連合会への扶助費の支払い	支払件数	48,800件	52,200件	55,800件	子育て支援課
市民	歩道段差改良工事	改良箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	道路管理課
教員	特別支援学級関係教職員の研修会の実施	特別支援学級関係教職員の研修会の回数	3回	3回	3回	学校教育指導課
教員	特別支援学級関係教職員の研修会の実施	特別支援学級関係教職員の研修会の回数	3回	3回	3回	学校教育指導課
市民	しなやかに生きるための女性講座	開催回数	1回	1回	1回	鶴嶺公民館
子と保護者	家庭教育支援講座	講座数	2講座	2講座	2講座	南湖公民館
子育て中の保護者	現代的・地域的課題講座	講座数	2講座	2講座	2講座	南湖公民館

基本目標 4 男女が共に参画するまちづくり

政策等の意思決定過程に男女が参画する機会が確保されることは、様々な施策に男女共同参画の視点が入ることにつながります。職場や地域など、あらゆる分野の意思決定過程や、防災・防犯等の新たな取り組みを必要とする分野において、男女が共に参画することを推進します。

目標	課題解決に必要なこと	取り組みの方向性
目標 1 3 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす	● 高齢化や単身世帯の増加等、身近な地域で抱える課題解決のためには、男女の別なく、多様な視点や発想、また幅広い人材を活用することが必要です。	◆ 性別に偏らない、政策、意思決定の場を実現します。 ◆ 様々な分野におけるポジティブ・アクションを推進します。 ◆ 様々な分野における女性の参画状況について情報を提供します。
目標 1 4 市民が主体的に男女共同参画を推進する	● 男女共同参画社会の形成に向け、固定的性別役割分担意識をなくし、地域における人材育成やネットワークを構築することが必要です。 ● 地域における男女共同参画の推進のためには、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携及び協働が実現するような社会の形成が必要です。	◆ 自治会、学校区等、身近な生活圏である地域において、協働による男女共同参画を推進します。 ◆ 地域産業、防災・防犯等の分野において、性別に偏らない人材を生かした男女共同参画を推進します。 ◆ 男女共同参画社会の形成に向け、自主的な取り組みを行うことができるような意識の啓発を努めます。 ◆ 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（旧女性センター）を拠点とした、男女共同参画の推進に向けた活動を支援します。

基本目標4 男女が共に参画するまちづくり

目標13 政策・方針決定過程の場に女性の参

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	女性職員の管理職への登用	女性職員の管理職への登用に努める。		○	○	○
2	継続	市民参加推進・啓発事業	市の施策や計画の企画・立案のプロセスにおける市民参加の機会の拡充と参加しやすい環境整備を図る。		○	○	○
3	新規	農業経営基盤強化促進事業	国の施策である「人・農地プラン」作成時に開催する市町村による検討会において、構成員3割を女性とし、人と農地の問題解決に女性の参画を実現する。		○	○	○
4	継続	男女共同参画啓発等推進事業	性別に偏らない政策、意思決定の場の実現の必要性について、啓発等の事業を通じ、広く周知するとともに、その実現に向け、継続的に働きかける。		○	○	○
5	継続	選挙管理委員会会議	選挙管理委員会定例及び臨時委員会を開催する。		○	○	○
6	継続	女性教職員の管理職への登用	市内小・中学校の管理職に女性を登用することにより学校の政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やすように配慮する。		○	○	○

画を増やす

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
女性職員	女性職員の管理職への登用	管理職に占める女性の割合	10.0%	10.0%	10.0%	職員課
市民	審議会等における女性委員の参加	女性委員の割合	30.0%	35.0%	40.0%	市民自治推進課
市民	「人・農地プラン」作成検討会	女性委員の割合	1／3以上	1／3以上	1／3以上	農業水産課
市民	政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす事業の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課
選挙管理委員及び補充員	選挙管理委員への女性の積極的登用	女性の委員及び補充員の人数	2人	2人	2人	選挙管理委員会事務局
学校管理職	女性教職員の管理職への検討	女性管理職の割合	30.0%	30.0%	30.0%	学務課

基本目標4 男女が共に参画するまちづくり

目標14 市民が主体的に男女共同参画を推進

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
1	継続	市民活動サポートセンター管理運営事業	市民活動の総合拠点として、福祉、子育て、まちづくりなど市民活動全般に関する情報の受発信を行い、市民活動の推進を図る。		○	○	○
2	拡大	地域集会施設の管理運営事業	市民の地域活動を通じた交流の場となっているコミュニティセンターの運営内容の充実と有効な施設利用を図る。		○	○	○
3	拡大	市民活動推進補助事業	市民活動団体が行う公益的な事業を財政的に支援することにより市民活動の活性化を図る。		○	○	○
4	継続	市民活動等災害補償制度事業	自治会活動、福祉・奉仕活動等、市民や団体による自発的な活動中に発生した損害賠償事故及び傷害事故について補償する。		○	○	○
5	継続	防災訓練事業(総合防災訓練の開催)	市民の防災意識の高揚を図るため、毎年8月に関係機関等と連携し、市民の参加を得ながら、避難訓練、救出訓練等を実施する。	茅ヶ崎市地域防災計画	○	○	○
6	継続	自主防災組織育成事業(地区自治会連合会防災訓練の指導)	地域防災力の向上のため、各地区自治会連合会主催の防災訓練についての指導を実施する。	茅ヶ崎市地域防災計画	○	○	○
7	継続	自主防災組織育成事業(防災研修会の開催)	地域防災力の向上のため、自主防災組織役員及び防災リーダー等を対象として防災研修会を開催する。	茅ヶ崎市地域防災計画	○	○	○
8	拡大	自主防災組織育成事業(防災リーダーの育成)	地域防災力の向上のため、防災リーダーを養成・育成する。	茅ヶ崎市地域防災計画	○	○	○

する

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民、市民活動団体	「市民活動団体ガイドブック」の発行	発行部数	1,600部	1,600部	1,600部	市民自治推進課
施設利用者	地域住民の交流と参加を推進する自主事業、講座等の開催	開催館数	10館	10館	11館	市民自治推進課
市民活動団体	市民が受益者となる公益的活動への補助金の交付	申請事業数	15事業	18事業	21事業	市民自治推進課
ボランティア・市民活動団体	市民活動等保険の申請受付及び保険会社との連絡調整	受付件数	70件	70件	70件	市民自治推進課
市民	総合防災訓練の開催	総合防災訓練の開催回数	1回	1回	1回	防災対策課
市民	地区自治会連合会主催の防災訓練の指導	地区自治会連合会主催の防災訓練の指導回数	12回	12回	12回	防災対策課
市民	防災研修会の開催	防災研修会の実施回数	1回	1回	1回	防災対策課
市民	防災リーダー養成研修会の実施	女性参加者数	75人	75人	75人	防災対策課

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
9	継続	自主防災組織育成事業(女性消防隊の育成)	地域防災力の向上のため、女性消防隊を育成する。	茅ヶ崎市地域防災計画	○	○	○
10	継続	自主防災組織育成事業(避難所関係者による打合せ会)	災害発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、市内32校の公立小中学校で関係者による打合せ会を開催する。自主防災組織関係者、学校職員、配備職員等が参加して連携を図る。	茅ヶ崎市地域防災計画	○	○	○
11	新規	地域防災計画推進事業	災害対策法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とし、茅ヶ崎市防災会議が作成します。	茅ヶ崎市地域防災計画	○	○	○
12	継続	地域防犯活動推進事業	警察・地域関係団体で構成する茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議において地域防犯を推進する。	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
13	継続	地域防犯活動推進事業	地域における防犯活動の推進および支援を図る。	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
14	継続	交通安全啓発事業	地域総ぐるみの防犯活動を推進し、地域の活動を通じ犯罪の未然防止に努め、犯罪のない明るいまちづくりを推進する。	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画	○	○	○
15	継続	地産地消推進事業	農業の担い手である女性も主体的に農産物品評会や各種共進会に参加することにより、市民が主体的に男女共同参加する一助とする。		○	○	○
16	拡大	まなび人材事業	専門的な知識や技術を持っている方や地域で活躍している団体をまなびの市民講師として紹介する。	茅ヶ崎市生涯学習プラン、茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画、茅ヶ崎市食育推進計画	○	○	○
17	継続	生涯学習情報の収集・提供と相談体制の充実	市民の学習活動が活発に行われるよう学習情報の収集・発信と学習相談を行う。	茅ヶ崎市生涯学習プラン、茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画	○	○	○

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民	女性消防隊の育成	女性消防隊の 訓練・育成回数	1回	1回	1回	防災対策課
市民	避難所打合会	避難所打合の 実施回数	32回	32回	32回	防災対策課
市、防災関係機関、市民および企業等	災害に対する予防・応急・復旧対策の各計画に係る男女双方の視点での配慮	男女双方の視点を配慮した環境整備の検証	1回	1回	1回	防災対策課
関係団体及び市民	茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議の開催	開催回数	会議1回、キャンペーン1回	会議1回、キャンペーン1回	会議1回、キャンペーン1回	安全対策課
防犯活動をする団体	防犯活動団体の支援	防犯ネットワーク会議開催回数	会議1回、公開講座1回	会議1回、公開講座1回	会議1回、公開講座1回	安全対策課
関係団体及び市民	交通安全・防犯市民総ぐるみ運動推進大会の開催	開催回数	大会1回	大会1回	大会1回	安全対策課
市民	農産物品評会・各種共進会の開催・参加	女性農業者からの出品	13人	15人	17人	農業水産課
市民	まなびの市民講師自主企画講座の実施	講座開催件数	15講座	15講座	15講座	文化生涯学習課
市民	学習情報誌（紙）の発行	発行回数	5回	5回	5回	文化生涯学習課

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
18	継続	地域における男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現をめざし、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与することを目的として設置された茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあを拠点として、男女共同参画の推進を支援する。		○	○	○
19	継続	男女共同参画推進センターいこりあ登録団体申請受付及び支援	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画に取り組む団体を支援する。		○	○	○
20	継続	新たな分野に取り組む事業	女性の男女共同参画の少ない分野において活躍の促進を図るための取り組みを行う。		○	○	○
21	継続	男女共同参画啓発等推進事業	男女共同参画推進センターいこりあを拠点とした男女共同参画の推進に向けた事業等を行い、自主的な活動を応援し、人材育成に努める。		○	○	○
22	継続	市民の森再整備ワーキング	市民の森再整備事業に女性の積極的な参加を促進する。		○	○	○
23	新規	救命講習普及啓発事業(旧救命講習会拡大事業)	救命率の向上を目的に、より多くの市民が救命講習会を受講しやすくするための環境を整え、受講者の増加を図る。		○	○	○
24	継続	県議会議員及び県知事選挙の執行管理	県議会議員及び県知事選挙を適正に執行する。				○
25	継続	市議会議員及び市長選挙の執行管理	市議会議員及び市長選挙を適正に執行する。				○
26	継続	参議院議員通常選挙の執行管理	参議院議員通常選挙を適正に執行する。		○		

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民	茅ヶ崎市男女共同 参画推進センターい こりあの開館	開館日数	307日	307日	308日	男女共同参画課
市内の男 女共同参 画に取り 組む団体	男女共同参画推進 センターいこりあ登 録団体申請受付及 び支援	登録団体数	5団体	5団体	5団体	男女共同参画課
市民	新たな分野の取り組 みに関する事業の 実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課
市民	市民が主体的に男 女共同参画を推進 する事業の実施	実施事業総数	1事業	1事業	1事業	男女共同参画課
市民	市民の森再整備の ためのワーキングの 実施	女性参加者数の 割合	35.0%	35.0%	35.0%	公園緑地課
市民	救命講習会の指導・ 受講	定期的に開催 する救命講習 会の開催回数	27回	27回	27回	救命課
有権者	投票立会人への女 性の積極的登用	対象人数に対 する女性の割 合			20.0%	選挙管理委員会事務局
有権者	投票立会人への女 性の積極的登用	対象人数に対 する女性の割 合			20.0%	選挙管理委員会事務局
有権者	投票立会人への女 性の積極的登用	対象人数に対 する女性の割 合	20.0%			選挙管理委員会事務局

No.	前期事業計画との比較	事務事業			実施 予定年度		
		事務事業名	事務事業の目的・成果	事務事業に関連する計画名	25	26	27
27	継続	講座保育ボランティア事業	公民館の講座に子育て中の親が参加しやすいよう、講座保育制度を設け、その保育のボランティアを登録する。	茅ヶ崎市教育基本計画	○	○	○

基本目標4 男女が共に参画するまちづくり
 目標14 市民が主体的に男女共同参画を推進する

対象	活動					担当課名
	活動の名称	活動指標の 名称	目標値			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
幼児・児童・保護者	講座保育ボランティア	対象講座数	11講座	11講座	11講座	南湖公民館

参 考 資 料

I 後期事業計画の策定までの歩み

1 後期事業計画の策定過程

(1) 会議の開催

平成24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会				○		○	○			○		
推進会議			○					○			○	○
意見交換会												

※協議会：ちがさき男女共同参画推進プラン協議会

(市民・関係団体・学識経験者により構成)

※推進会議：ちがさき男女共同参画推進会議

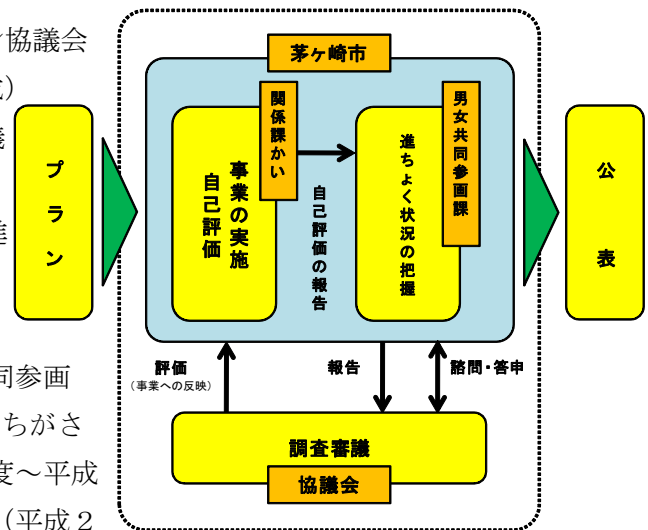
(職員により構成)

※意見交換会(11月・3月に協議会及び推進会議とで開催)

(2) 進捗状況

平成24年7月17日、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会第1回会議において、「ちがさき男女共同参画推進プラン(平成23年度～平成27年度)進捗状況に関する報告書(平成23年度)」と共に、進捗状況の調査審議を市長より審議会に諮問しました。

平成25年3月15日に、協議会より諮問に対する答申(巻末に抜粋掲載)がありました。



2 事業計画策定に向けた意見交換会

(1) 第1回意見交換会(平成24年11月20日開催)

国際通貨基金(IMF)のクリスティーヌ・ラガルド専務理事の来日に伴い発表された「日本経済において女性をもっと活躍させるべきである」という緊急リポートを話題とし、少子高齢化対策としての女性の労働力の活用、企業における女性の登用、男女が共に働きやすい環境に取り組む企業等について学ぶ機会を設けると共に、働きやすい職場づくりに関する市の取組(ワーク・ライフ・バランス、育児休業等の具体事例)についてグループで意見交換を行いました。

(2) 第2回意見交換会(平成25年3月26日開催)

平成25年3月15日の答申(巻末に抜粋掲載)について、協議会より報告があり、グループに分かれて各課の進捗状況について意見交換を行いました。今後も、継続的に意見交換の場を設けていくことの意義について共通認識を得ました。

Ⅱ 後期事業計画に向けて

後期事業計画策定に向けた見直しにあたり、関係各課より下記のとおり報告がありました。

担当	前期事業計画の総括	後期事業計画に向けた改善点
職員課	前期事業計画に掲載した事業についてはおおむね目標を達成することができました。後期事業計画においても引き続きこれらの事業を着実に進めていきます。	より多くの職員への意識啓発を行うため、「階層別研修」において新採用職員、管理監督者のほか、40歳以下の職員を対象とした研修を実施し回数を増やすこととしました。また、「女性職員の管理職への登用」については、具体的な目標を掲げることで達成状況を把握しやすくすることとしました。
市民自治推進課	目標として掲げる「市民が主体的に男女共同参画を推進する」機会を提供するため、市民活動サポートセンターでの情報発信やコミュニティセンターの適正な管理運営を進めるとともに、補助事業や災害補償制度により、市民の活動の支援をしてきました。	前期事業計画の事務事業を引き続き実施すると共に、各事業を実施する上では男女が共に参画することができるように配慮します。
企画経営課	平成22・24年度に実施した調査の結果に基づき、所管課の事務に係る申請書等の性別欄廃止を推進しました。全庁的に申請書等の性別欄は減少しつつありますが、引き続き調査を実施し、廃止状況の確認を行うとともに、残ったものについても、可能な限り廃止します。	調査の結果、性別欄の廃止が可能なものについては、早期の廃止に努めるよう、所管課に積極的に働きかけを行い、更なる廃止を推進します。
秘書広報課	メディア・リテラシーについて学ぶことは、広報活動においても重要なことであり、今後も継続していく必要があります。	引き続き、男女共同参画課と共同し、広報主任会議での周知・啓発に努めます。
契約検査課	女性の働きやすい環境をつくるために、総合評価落札方式に男女共同参画項目を入れ、事業者にも男女共同参画に対する意識を高めてもらうよう実施してきました。引き続き、総合評価落札方式を用いた入札形式を実施します。	内容に関しては、現時点で改善できる点はありません。目標値については、減少傾向にある数値を現状維持としていますが、1件でも増やせるよう努めます。
防災対策課	防災リーダーの育成を目的とした研修会の開催や、地区自治会連合会主催の防災訓練等における指導の実施など自主防災組織等の育成に取り組むことで、市民が主体的に取り組むことができるような意識の啓発に努めました。これらの取り組みを実施する際には、市民が利用しやすい、また、性別による固定的な役割分担意識がなくなる事業となるよう、男女共同参画の意識に配慮することに努めました。	東日本大震災では長期にわたる避難所生活において、災害時における男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮し、避難所を運営していくことの重要性が明らかになりました。そこで、東日本大震災の教訓の発信と継承のための取り組みの一つとして、災害時に男女がともに支え合い、助け合える地域づくりを目指し、各種事業の実施や各種マニュアルの作成において、男女双方の視点を取り入れていきます。
安全対策課	事務事業実施の際には、各事業に応じて男女共同参画の活動に配慮することができました。当該事業は男女共同参画社会の実現に必要なため、引き続き後期事業計画にも掲載します。	事務事業名「地域防犯活動推進事業」については、活動指標の名称を「団体数」から「防犯ネットワーク会議開催回数」に改め、活動団体同士の連携を深めたり、地域防犯力を向上していく場として防犯ネットワーク会議を開催します。
市民相談課	夫婦・近隣でのトラブルやいじめなどの問題を解決するため「人権相談」を実施しました。また、人権意識の啓発を目的に小学生人権ポスターコンテスト、中学生人権作文コンテスト、中学生との人権座談会を実施しました。男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き後期事業計画にも掲載します。	人権が尊重される社会づくりを目指して、前期事業計画に引き続き事業を実施します。
農業水産課	春の農業まつりや畜産まつりにおいて、茅ヶ崎市畜産会の婦人部会が参加・出店し、秋の農業まつりにおいては、農協の婦人部が参加・出店して市民との交流を主体的に行いました。また、各種農産物品評会・共進会においては、女性農業者からの出品を調整しました。	左記指標を、より男女共同参画の実現が明確になるよう、「市内を4地域に分け、作成した人・農地プラン検討会委員のなかの女性委員の割合を1/3以上とする」という指標にします。

担当	前期事業計画の総括	後期事業計画に向けた改善点
雇用労働課	勤労市民会館において、藤沢公共職業安定所と連携した「ふるさとハローワーク」の開設や、就職活動支援に係る相談などを行う中で、女性が利用しやすい環境となるよう配慮しました。	男女共同参画推進センター（旧女性センター）との情報共有など、連携をさらに深め、女性の就職活動を支援します。
文化生涯学習課	学習情報の提供・講座の開催・地域の学習活動の支援等の事業実施の際には各事業に応じて男女共同参画の活動に配慮することができました。 前期事業計画に掲載しながら未実施の事務事業がありましたが、当該事業は男女共同参画社会の実現に必要なため、引き続き後期事業計画にも掲載します。	今後も継続的に事業実施の際には誰もが参加しやすい環境作りに配慮していきます。
スポーツ健康課	高齢になっても介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができるように、壮年期及び中年期を中心に教室を開催しました。男女参画を基本に開催してきましたが、男性の参加は少ない状況です。男性の参加が少ない理由に就労があることから、土曜日に男性限定で教室を開催し、男性が参加しやすい配慮をしています。	男性が参加しやすい教室とするため、土曜日等に教室を開催するとともに、健康情報を引き続き提供し、健康への意識及び知識の向上を図ります。また、茅ヶ崎市健康増進計画に基づき、企業・事業所等との連携を図り、就労者の健康づくりを支援します。
男女共同参画課	男女共同参画に関する取組を他課との共催で実施し、庁内関係課と連携することができました。誰もが学びやすい環境づくりと、女性の社会参加への機会づくりの役割を担う託児スタッフの登録制度は、市民が主体的に男女共同参画を推進する機会のひとつとして共に男女共同参画推進事業実施に取り組むことで、託児募集の設定がある事業数の増加につながりました。今後は、男女が共に参画するまちづくりに向けて、男女の別なく参加できる事業の展開にも努めます。	事業名、事業数等の取組については、これまで通りでしたが、各目標のみに対応した取組として実施するだけではなく、関連性を持てるように努めます。また、人権が尊重される社会づくりについては、暴力防止に関する啓発の目的を明確にした事業を実施します。今後も、男女共同参画の配慮についての必要性を、様々な機会を通じて庁内関係課かいと共有できるように啓発等の機会を設けます。
保健福祉課	事務事業実施の際には各事業に応じて、男女共同参画の活動への配慮を行うように努めました。 当該事業は男女共同参画社会の実現に必要なため、引き続き後期事業計画にも掲載します。	事務事業名「保健福祉総合相談事業」は活動目標「相談室の開設日数」を第2次実施計画の指標である「相談件数」に変更します。
障害福祉課	本課の事務事業は、障害児・者を対象とする医療費助成等の経済的支援、就労支援体制の充実を図る等の就労支援、訪問入浴や移動支援事業等の各種サービスの提供を行い在宅生活の支援を実施しました。 また、事務事業が効果のあるものとなるよう留意し、男女共同参画の活動に配慮することに努めました。	事務事業名「コミュニケーション支援事業」及び「SOSネットワーク事業」については、活動指標の名称を改めるとともに、前期事業計画の総括を踏まえ、すべての事業について目標値を精査し、見直しを行いました。
高齢福祉介護課	前期事業計画に掲載した事務事業については、予定どおり実施されています。当該事業については、男女共同参画推進の観点からも引き続き後期事業計画にも掲載します。	前期事業計画に引き続き、後期事業計画に掲載した事務事業実施の際には、各事業に応じて男女共同参画の活動に配慮できるよう進めていきます。
子育て支援課	本課の事務事業は、行政計画の進捗管理・ガイドブックの発行・支援センターにおける相談業務・ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動・ひとり親家庭への支援・医療費の助成など多岐にわたっていますが、事務事業の実施にあたっては、各事業に応じて男女共同参画の活動に配慮することができました。前期事業に掲載した事業は男女共同参画社会の実現に必要なため、引き続き後期事業計画にも掲載します。	地域で孤立することなく、安心して子育てができるよう様々な環境の充実を図る必要があることから、子育て支援センターの利用者数やファミリーサポートセンターの活動件数の目標値を引き上げました。また、ひとり親家庭を支援する事業については、対象家庭の増加に対応した目標値としました。
こども育成相談課	本課は、相談、教育、訪問等数多くの事業がありますが、基本目標「仕事と生活の両立ができる環境づくり」及び「人権が尊重される社会づくり」に配慮し、事務事業を実施しました。	引き続き基本目標の達成に向けて取り組みます。目標値をより具体的に改善します。

担当	前期事業計画の総括	後期事業計画に向けた改善点
保育課	安心して子どもを産み育てる環境を目指して、保育園を整備拡充するとともに、様々な就労形態や利用者のニーズに対応するため、家庭の保育や休日保育などの多様な保育体制の整備に努めました。放課後児童健全育成事業では、各小学校区に1クラブ以上の公設の児童クラブの設置が完了し、市内クラブを一括して管理運営する指定管理者を指定し、市内の全てのクラブが同一の質を保ちながら運営できるよう努めています。	平成27年度に本格施行される子ども・子育て支援法に向け、ニーズ調査を実施し、子ども・子育て支援事業計画を策定するなど、さらなる働きやすい環境整備を目指し、新たな保育体制の整備に努めます。
道路管理課	本課の事務事業は、現場管理業務、苦情要望等業務の中で、男女共同参画の活動に配慮することができました。	事業名事務事業名「道路安全施設設置事業」については、活動指標の名称「安全施設設置数」の目標値に関連する計画である茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画後期計画の指標と合わせて、男女共同参画の活動に配慮していきます。
公園緑地課	ワーキング実施の際に女性メンバーにも積極的に参加していただき、市民の森再整備に向けた女性視点からの意見をいただくことができました。引き続き後期事業計画にも掲載します。	現在の取組みを引き続き継続します。
委員選 会 挙 事 務 理 局	各選挙の執行の時には投票立会人への女性の登用を積極的に行いました。また、委員4人のうち2人女性を登用しました。	後期事業においても、選挙管理員及び補充員、投票立会人において、積極的に女性を登用し、継続して取り組んでいきます。
学務課	性別に偏らない政策、意思決定の場を実現させるため、女性教職員の管理職への登用を検討しました。この取り組みを実施する際には、学校管理職職員の機会均等を確保し、固定的性別役割分担意識がなくなる事業となるよう、男女共同参画の活動に配慮することに努めました。	活動指標の名称を「検討回数」から「女性管理職の割合」に、目標値を「1回」から、「30.0%」に改め、より実効性が分かるようにしました。
学校教育指導課	地域の教育資源を生かし、創意ある多様な教育活動が展開できるよう小・中学校32校に指導協力者を派遣し、学校内外の学習の機会を充実させることができました。学校訪問を通して、指導主事が各学校のニーズに応じた指導助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援しました。人権教育講座を2回開催し、講義とワークショップを充実させ、人権教育指導者としての資質と指導力の向上を図りました。特別支援教育担当者会の内容を充実させ、特別支援教育担当職員の専門性の向上に努めました。	人権教育講座では、第1回、第2回の内容のつながりを意識した講義と参加体験型学習を実施し、人権課題の知識・理解だけでなく実践的な人権教育の指導法を示す等、内容の充実を図りました。後期も参加者が様々な人権課題についての認識を深め、人権教育を推進できるよう、講座の内容や構成を工夫して実施します。
社会教育課	前期に位置づけた「仕事と生活が両立できる環境づくり」の基本目標については、目標を達成する事業を実施できませんでした。社会教育講座としては、23年度には、乳幼児を抱える家庭への支援として「よりよいメディアとの付き合い方」、24年度には、家族のあり方や性別役割分業を学びながら、子育て中の母親の意識づくりに向けて「私は私でいいの？」「自分らしく生きる」を考える」を実施します。 社会教育課が実施する分野としては「男女平等の意識づくり」「人権が尊重される社会づくり」といった基本目標の中で、市民と共に考え、意識啓発をしていく部分を実施計画として位置づけていくことが必要であったと思います。 また、平成24年6月には、社会教育委員の委嘱替えがありましたので、男女の委員数のバランスが取れるよう配慮し、5:5とすることができました。 男女共同参画社会を目指すことは、現代的な課題であり、基本目標全てが、社会教育で取り組むべきテーマであり、引き続き、社会教育講座の企画・実施をする中で、目標の達成に向け取り組んでいきます。	実施事業の位置づけを基本目標2「仕事と生活が両立できる環境づくり」から基本目標1「男女平等の意識づくり」に変更し、次の点を意識した講座づくりをしてまいります。 4つの基本目標を社会教育講座の課題やテーマとして捉えます。 関連する部局、機関等と連携を図り、効果的な講座の実施に努めます。 学習の深まりを助長するため、講座受講後の市民等との講座の企画・運営など市民と協働した取り組みを進めます。 様々な環境にある方々が、参加しやすい環境作りに努めます。又、男女平等について学ぶ機会は、男女が共に学んでいくことが必要であるものの、現状として、男性の参加が少ない状況から、男性の参加者を増やすよう「開催回数」は、「社会教育講座の男性受講者の割合」としました。

担当	前期事業計画の総括	後期事業計画に向けた改善点
小和田公民館	公民館における事業は家庭教育支援関連事業を始めとして様々な事業を開催していますが、その中の一環として男女共同参画の活動に配慮する事業を開催できています。引き続き後期事業計画においても掲載します。	後期事業計画においても、関係課と連携して男女共同参画の活動に配慮した事業を開催していきます。
鶴嶺公民館	計画に掲げた事業は、男女共同参画の趣旨に配慮し実施することができました。保育ボランティアの活用により女性の講座等への参加を促し、子育て講座では女性企画員の配偶者の協力を得て事業を進めました。	幼児を持つ母親自身の参画を増やすため、保育あり講座の充実を図ります。また、親子で体験できる講座の充実を図り、「男性の料理教室」や「しなやかに生きるための女性講座」など、男女共同参加を認識した事業を展開していきます。
松林公民館	仕事と生活の両立ができる環境づくり、男女共同参画の趣旨等に配慮しながら、イベント、事業等を開催することができました。	後期事業計画においても、継続して仕事と生活の両立ができる環境づくり、男女共同参画の趣旨等に配慮したイベント事業等を実施していきます。
南湖公民館	「絵本とお話の時間」等を含めた家庭教育支援事業や講座保育ボランティア事業では、親と子どものコミュニケーションや親の役割と子育てに必要なことを学ぶ講座を開催したり、子育て中の親が参加しやすい環境作りに取り組みました。また、現代的・地域的課題講座や健康講座の社会的要請課題をテーマとした事業では、様々な切り口で現代的課題や心と体の健康の問題について取り上げました。家庭教育支援事業や社会的要請課題をテーマとした事業につきまは、引き続き後期事業計画にも掲載します。	子育てがしやすい環境をつくるために、親子で気軽に参加できるフリースペースの開設や家庭教育についての講座、子育て中の親を支えるボランティア活動の場を提供します。 人々が安心して暮らせるように、健康、環境、平和、情報化などの社会や地域の現況を見据えた事業を定期的開催します。
香川公民館	事務事業実施の際には各事業に応じて男女共同参画の活動に配慮しました。	変更なく継続的に実施していきます。
青少年課	青少年課で行う事業については、青少年の健全育成を目的に様々な事業に取り組んでいますが、その中でも、男女共同参画の活動へも配慮し、事業に取り組んできました。	前期事業計画の事業を引き続き実施すると共に、各事業を実施する中で男女共同参画の活動に引き続き配慮し取り組んでいきます。
図書館	子育てしやすい環境をつくるために、親子の憩いの場や交流を目的に、読み聞かせやおはなし会を実施しました。これらの取り組みを実施する際には、市民が利用しやすい、また、固定的性別役割分担意識がなくなる事業となるよう、男女共同参画の活動に配慮することに努めました。	前期に引き続き、親子の絆や子育て期間中の交流を深めるために、おはなし会・ブックスタートを中心に取り組みます。特に、後期については前期の状況を踏まえより参加しやすいように工夫をします。 事業の実施については、固定的性別役割分担意識がなくなる事業となるよう、男女共同参画の活動に配慮することとします。また、男女参画週間に企画展等が出来るよう、男女共同参画課と連携してまいります。

Ⅲ ちがさき男女共同参画推進プラン協議会答申（抜粋）

平成25年（2013年）3月15日

茅ヶ崎市長 服 部 信 明 様

ちがさき男女共同参画推進プラン協議会
会 長 小 室 典 子

ちがさき男女共同参画推進プランの進ちょく状況について（答申）

平成24年7月17日付け24茅男女第36号で諮問のありました標記のことについて、次のとおり答申いたします。

平成23年度は、「ちがさき男女共同参画推進プラン」の初年度でした。

ちがさき男女共同参画推進プランの前期事業計画を基に、平成23年度の取り組みについて、6回の協議会を開催し、審議を重ね、進ちょく状況を総合的に評価しました。

平成24年11月「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」との意見交換会を開催し、同年10月に日本で開催されたIMFの総会を取り上げ、女性の登用や働きやすい環境づくり等をテーマに意見交換を行いました。

意見交換会を踏まえ、ちがさき男女共同参画推進プランに対して、より実効性を持つ評価とするためには、これまでの目標ごとの評価を改め、実施課かいごとに評価をすることがより有効と考え、別紙のとおり意見を取りまとめました。また、なぜ評価方法の変更を提案するに至ったかの経緯を「「ちがさき男女共同参画推進プラン」の評価方法の改善・転換への提案について」として付すことといたしました。ちがさき男女共同参画推進プラン協議会は、平成23年度（2011年度）のちがさき男女共同参画推進プランの進ちょく状況について、目標に対する実施事業の担当課別の評価および協議会の総評を上記提案と共に付し、別紙のとおり答申いたします。

これからの茅ヶ崎市における男女共同参画政策の一層の推進に役立ててくださいますようお願いいたします。

「ちがさき男女共同参画推進プラン」の評価方法の改善・転換への提案について

「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」は、「ちがさき男女共同参画推進プラン（平成23年度～平成27年度）」の進ちょく状況評価に関して議論を重ねた結果、平成23年度について評価方法を変更することに致しました。その理由と新しい進ちょく評価方法への模索と提案を行いたいと思います。以下に述べる評価方法への転換において、この方法が万全というわけではありません。担当課である男女共同参画課を中心に、庁内の「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」や各担当課と意見交換を重ねながら、本当の実効性を持ったプランの推進とその進ちょく状況の評価手法を作り出すための新たな第一歩を共に踏み出す機会ととらえていますし、とらえていただきたいと思います。それが茅ヶ崎市における市民自治を通して、男女共同参画社会実現への道を茅ヶ崎市民に保障し、ともに作る確かな道になると私たちは考えています。

1 これまでの評価方法は進ちょく評価として本当に有効な評価方法か

平成22年度までの評価方法は、「ちがさき男女共同参画推進プラン」（以下プランと表記）の基本目標および目標に沿って、32の指標を立て、目標値及びその実績値に基づき、目標に対する評価を数式に基づく5段階評価（S，A～D）で行い、それらを集計した総合評価方式を取ってきました。そして、それに協議会総評及び協議会委員の意見を付してきました。

すなわち、プランの評価は、32の指標名に関わる実施課かいが評価指標及び対象評価年度ごとに目標値、実績値を出し、男女共同参画課が数式に基づき、目標ごとの先述の5段階評価を出すという方法です。この方法の長所は、目標ごとに市においてどのような事業が展開されているか、ある程度見ることができる点にあります。この評価方法の欠点は、プランの推進に関わる担当課は、自分たちの課がプランの推進にどのように関わるべきか、取り組んでいるのか全体像が見えにくくなり、目標ごとに、事業を振り分けるだけになる可能性があります。

しかし、行政の事務事業は原則担当課ごとに実施されます。プランの実効性ある推進には、各担当課がプランの推進について、自分の課は何を担当すべきか、何に取り組むべきかを明確に理解、把握することが最も重要になります。そのような観点から、新しい評価方法は、事務事業実施の実効性を担保できる可能性がこれまでの評価方法より増します。こうした見方に辿り着いた結果、指標ではなく、担当課ごとにプランの進ちょくをはかり、自己評価を行う。「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」が総評をつけるという進ちょく評価方法への転換に至りました。

2 新しい進ちょく評価方法の模索と提案

（1）担当課が担当する事業ごとの評価へ

新しい進ちょく評価方法では、担当課ごとに、課が実施する事務事業からプランの基

本目標・目標及び取組の方向性に沿う事業を選び、活動及び活動指標の名称を立て、活動実績、目標値、実績値、活動率を出します。また、予算額・決算額も記載するようになっています。選択された事業について、23年度については担当課の文面による自己評価が行われます。その評価の根拠は、活動率となっています。

ちがさき男女共同参画推進プラン協議会は、担当課ごとに事務事業、実施年、対象、活動、自己評価等を読みながら、文面による進ちょく評価をおこなっています。(資料1)

以上が、現段階における新しい評価方法の枠組みです。これは、新しい評価方法への模索の始まりと言えますが、これが本当に実効性をもった評価方法であるのかどうかの判断は、以下の2つが実行されることが必要となります。

(2) 進ちょく評価における活動率の再考—性別（ジェンダー）統計を基礎に

活動率は、一種数字のマジックでもあります。目標1事業で実績値1事業だと活動率は100%となり、達成したことになります。しかし、この1事業の達成はここでは比べるものがありません。文字通り100%という意味のない数値となります。

プランの目的が茅ヶ崎市における「男女共同参画社会の実現」にあるのですから、茅ヶ崎市における男女共同参画はどのような状況にあるのか、その基礎的統計、すなわち茅ヶ崎市における性別統計の作成がまずなければ、活動率を出しても、比較するものがなければ意味をもちません。まずは、国の『男女共同参画白書』、独立行政法人国立女性教育会館が出しているような『男女共同参画統計データ・ブック』のような、茅ヶ崎市における男女別統計のデータ・ブックの作成が必要です。そして、茅ヶ崎市における男女共同参画の現状と課題を把握し、そこから地道に目標値を立て、そのためには各課は何を行うべきか、から出発すべきでしょう。そして、一步一步着実に進めていくことが必要です。

(3) 「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」と「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」及び各担当課との定期的な話し合い

茅ヶ崎市には、プランのような個別プランが80近くあります。担当課の職員もオールマイティにすべてを熟知することはむずかしい側面があります。効果的な方法として、「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」と「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」や各担当課と、(2)の性別（ジェンダー）統計を基礎に、茅ヶ崎では最もなにを重点的に行うべきかを話し合い、取り組むべき目標、指標を設定していくことがプランの実効性につながると思います。ぜひ、定期的な話し合いの機会を設定する必要があります。

以上、プランの進ちょく評価の改善・転換への提案です。プランに係わるすべての市民、職員の能力と努力が結集され、具体性をもって生かされる仕組みの構築が緊急に必要とされています。

「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」

男女共同参画に関するアンケート調査報告書【はがきによるアンケート】

～調査概要～

1 調査の目的

本調査は、男女共同参画に関する市民の意識を把握し、今後の男女共同参画の施策に反映させるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査の設計

本調査の設計は以下のとおりです。

	平成23年度	平成24年度
(1) 調査地域	茅ヶ崎市内全域	茅ヶ崎市内全域
(2) 調査対象	市内に居住する満18歳以上の男女	市内に居住する満18歳以上の男女
(3) 標本数	900人	1,300人
(4) 抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出法	住民基本台帳による無作為抽出法
(5) 調査方法	郵送配布調査法（往復はがき）	郵送配布調査法（往復はがき）
(6) 調査期間	平成23年6月1日（水）から平成23年6月30日（木）まで	平成24年5月1日（火）から平成24年5月31日（木）まで

3 回収結果

本調査の回答結果は以下のとおりです。

	平成23年度	平成24年度
(1) 発送数	900件	1,300件
(2) 回収率	33.1% (298件)	33.9% (441件)

ちがさき男女共同参画推進プラン後期事業計画

平成25年（2013年） 月発行 100部

発行 茅ヶ崎市

編集 文化生涯学習部男女共同参画課男女共同推進担当

〒253-0044

神奈川県茅ヶ崎市新栄町12番12号トラストビル4階

（茅ヶ崎市男女共同参画推進センター内）

電話 0467-57-1414

FAX 0467-57-1666

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス danjo@city.chigasaki.kanagawa.jp

携帯サイト
QRコード

